

政策要綱2011

2011年2月
都議会民主党
政策調査会

目次

I	人が生き生き働ける活力あふれる東京（雇用・産業）	-----1
II	生涯健康！質の高い医療体制の構築（医療）	-----5
III	子育て支援！誰もが暮らしやすい東京（生活・福祉）	-----15
IV	学ぶ心を育み、誰もが学べる東京（教育）	-----25
V	世界をリードする環境快適都市・東京（環境）	-----29
VI	誰もが安全に安心して暮らせる東京（防災・防犯）	-----32
VII	質の高い活力ある持続可能な東京（まちづくり）	-----35
VIII	すべての人が支え合いともに生きる東京（共生）	-----39
IX	地域特性を活かした多摩・島しょの振興（多摩・島しょ）	-----42
X	新しい時代の「東京のかたち」を創ります（自治・議会）	-----46

I 人が生き生き働ける活力あふれる東京（雇用・産業）

①ビジョン

日本の首都であり、国際都市でもある東京が、集積のメリットを活かして、成長産業の育成・発展を図るとともに、中小企業の底上げに取り組んでいきます。

また、雇用の場を確保するとともに、働きやすい環境づくりを進め、誰もが安心して、働くことができる、活力ある東京を実現していきます。

②考え方・現状認識

国の新成長戦略と相まって、東京の特性を活かしながら、積極的に施策を展開していきます。具体的には、環境、健康、観光などの成長分野において、集中的に振興・育成に取り組んでいきます。

また、空港や港湾機能、幹線道路など産業基盤の強化に取り組むとともに、公平・公正な競争環境を整備していきます。

これらの取り組みにより、産業の育成・発展を図り、その効果が、都内中小企業にも相乗的に波及し、景気の底上げを実感できるようにしていきます。

都内中小企業の活力向上はもより、NPOや社会企業家などの活動を支援し、雇用の場をさらに確保するとともに、職業訓練の充実や居住支援など総合的な対策を講じていきます。

また、ディーセント・ワーク（＝人間らしい働きがいのある仕事）の実現に取り組み、誰もが安心して働くことができる社会を実現していきます。

③施策

○成長産業の支援・育成

- ・東京臨海部については、羽田空港の国際化や京浜港の国際戦略港湾への選定を踏まえ、経済特区などを実現し、アジアのヘッドクォーターとなるべく取り組みます。
- ・多摩シリコンバレーの育成を図るために、海外のものづくり産業集積都市とも連携しながら、国内外の企業の誘致・進出を進めるとともに、多摩の魅力を世界に発信していきます。
- ・国内外のコンベンション等の積極的な誘致に向けて、東京ビッグサイトや国際フォーラムはもとより、民間施設なども含めて、東京のコンベンション機能の充実に取り組んでいきます。また、都立美術館や博物館などのレセプション利用を進めていきます。
- ・メディカルツーリズムについて、観光医療特区の創設なども含めて、その導入に向け取り組んでいきます。
- ・デザイン、アニメ、ファッションなど日本の最先端の文化が集まっている東京の役割を踏まえ、東京の文化を軸とした政策を展開していきます。また、東京国際映画祭の

積極的な活用を進めます。

- ・隅田川や東京湾での新たな水上バス路線を開拓するとともに、羽田空港跡地への水上バス発着場の整備など、お台場、ディズニーランド等への航路開設に取り組みます。
- ・多摩・島しょ地域の観光資源を掘り起こし、内外の旅行客の誘致を進めます。また、小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けて積極的に取り組みます。
- ・パスポートを区市町村の窓口で発給できるよう関係機関と協議していきます。
- ・農林水産業の第6次産業化を進め、成長産業として再生させていきます。
- ・都市農業先進都市として、東京モデルを確立します。農業経営を支援するため、コンサルの活用による経営改革や税制改革に取り組みます。

また、「東京ブランド」の促進をはじめ、都内産食材を利用した学校給食の普及拡大を図るなど、地産地消を推進します。

さらに、遊休農地を市民やNPOが農地として活用できるようにするとともに、体験農園の拡大やボランティア等、農家と市民（支援者）とのマッチングに取り組みます。併せて、担い手の育成など農業継続を支援します。

- ・東京の森林の再生に向けて、森林の間伐や林道の整備などを進めるとともに、シカ被害地である裸山での緑の復活に取り組みます。また、学校など公共施設での利用など、多摩産材の活用をさらに推進します。
- ・江戸前など東京の「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策を総合的に展開していきます。
- ・築地市場の豊洲移転については、移転先の豊洲の安全性が確認されておらず、強引な移転に反対します。多くの都民が望んでいる現在地再整備について、改めて検討するとともに、シンポジウムや公開討論会など、都民の声を幅広く聴く場を設けます。

○中小企業対策の充実

- ・国が閣議決定した「中小企業憲章」を踏まえつつ、自治体の責務や企業の努力義務などを明確化する「中小企業振興基本条例」の制定を検討します。また、ADRによる取引改善指導等による下請け企業対策を充実するなど、公平・公正な環境づくりに取り組みます。
- ・中小企業の海外への販路開拓を進めるために、海外販路ナビゲーターの拡充や見本市・展示会への出展支援などを積極的に取り組んでいきます。
- ・知的財産活用のための支援策を充実・強化します。また、日本の技術の国際的な標準化に向けた取り組みを進めます。
- ・NPOや社会企業家などによる起業を促すとともに、中小企業が社会的責任（CSR＝最低賃金法など労働条件確保やグリーン調達、地域への貢献など）に取り組みやすい環境を整備します。
- ・地域の特性にあった産業の創業を促すためのインキュベーション施設の整備を支援するなど、地域における産業集積に積極的に取り組みます。
- ・商店街の振興を図るために、区市町村とも連携した施策の充実を図るとともに、環境、健康、観光などといった視点から、商店街施策を強化していきます。
- ・中小企業制度融資の目標額を引き上げるとともに、利子補給制度の創設や保証料補助

の拡充などで、中小企業の負担を軽減します。また、資金繰りのための新たな保証付融資制度の拡充に取り組みます。特に、これらの金融支援については、成長産業の育成を見据えて、戦略的に展開します。

- ・新銀行東京については、都民の税金がさらに毀損することにならないよう、事業譲渡や株式の売却などを含め、早期に撤退します。

○産業基盤の整備

- ・羽田空港の国際化、京浜三港の国際物流機能の強化に加え、幹線道路網のさらなる充実で、陸・海・空三位一体による広域的な交通・物流ネットワークを構築していきます。
- ・港湾機能の国際競争力を強化するために、川崎港・横浜港との京浜三港による国際コンテナ戦略港湾としての連携を進め、共同ポートセールスや国内貨物の集荷に向けて取り組んでいきます。また、コンテナ船の大型化などに対応できるよう、中央防波堤外側などでのふ頭の整備を積極的に進めます。
- ・物流インフラの機能向上と物流ボトルネックの解消を図るため、東京港臨海道路Ⅱ期など、必要な道路・橋梁の整備を進めます。併せて、国際的にも主流になりつつある45フィートの大型コンテナにも対応できる道路網の整備についても取り組んでいきます。
- ・トラック輸送や鉄道利用、内航海運の連携により、モーダルシフトの推進を図り、物流における環境負荷を低減します。
- ・羽田空港の発着枠のさらなる拡大に向けて検討します。また、横田基地の軍民共用化なども含め、首都圏空港容量の拡大に向けて、国と連携しながら積極的に取り組んでいきます。
- ・羽田空港の国際化・24時間化による空港の利用状況や需要の推移を踏まえ、鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の連携により、使いやすい空港アクセスの充実を進めます。
- ・地下鉄利用者の利便性向上のため、乗り継ぎ割引制度の拡充や情報案内の統一など、都営地下鉄と東京メトロの地下鉄サービスの一体化をさらに一層推進していきます。

○安心して働くことができる雇用・就業環境の整備

- ・東京における雇用維持、雇用創出・再就職支援、セイフティネット・生活支援のための行政諸施策をより実効的にするために幅広く検討していきます。併せて、新成長戦略における環境、健康、観光などの成長分野での総合的な東京独自の雇用を創出します。
- ・企業への要請や合同面接会の拡大などさまざまな対策を講じて、新卒者の就職の場を確保します。
- ・NPOなど民間団体と連携しながら、若者による若者の就業支援策を充実します。
- ・子どもの頃からの職業体験を充実するとともに、職業体験学習の場として最適である中小企業への支援などを含め、インターンシップ制度の拡充を図ります。
- ・職業能力の開発向上に向けて、職業訓練の拡大・充実を図るとともに、ミスマッチ解

消に向けた取り組みを強化します。

- ・雇用維持や法令遵守などについて、企業に対して、積極的に働きかけていきます。
- ・パート・アルバイト、派遣労働などのいわゆる非正規労働者の雇用環境を改善するために、処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ります。また、同一価値労働・同一賃金に向けて取り組む企業への支援制度を創設するなど、取り組みを強化します。
- ・パートアドバイザー制度を充実するとともに、メンタルヘルス対策を充実します。
- ・次世代育成行動計画を策定し、それを実行する中小企業への支援を拡充します。
- ・ワークライフバランスの実現に向けて、「東京都ワークライフバランス推進宣言（仮称）」を策定し、運動を展開するとともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援策を拡充します。

Ⅱ 生涯健康！質の高い医療体制の構築（医療）

①ビジョン

医療崩壊の危機が言われて久しいが、一時期のように連日の救急、産科、小児医療の不足の報道が続くような事態を脱することはできた。しかし、まだ安心ができる状態とは言えない。ようやくこれらの急性期医療が最悪時期からの脱出期に入っているにすぎない。そしてこの回復を加速させるとともに、感染症や精神科、難病医療といった先進国の医療として日本が立ち遅れていた疾病分野の解決に動き出す時期が来たのである。更に団塊の世代が 65 歳を迎え、高齢者人口の拡大に東京都の医療資源を確保していかなくてはならない。

②考え方・現状認識

小泉改革は診療報酬を必要以上に縮小化させ、本来収益性が脆弱な産科や小児科の経営及び人材基盤を過剰に弱体化させてしまった。しかし、2009 年の政権交代を境に民主党政権による 2010 年の診療報酬改定を頂点としての医療経済の立て直しにより徐々に医療体制に回復の兆しが出てきている。診療するほどに赤字になる病院外来報酬の改善や、小児科の準夜間診療の評価、出産一時金の増額といった顕著な不足が見られた医療形態の診療報酬等に手を加えたことが大きいと言える。

また、東京都においても都立多摩総合医療センター及び多摩小児医療センターの開院に加え、都議会民主党による地域小児医療確保への配慮により多摩地域の小児医療は安定に向かっていると言える。また、東京ルールを導入や、医療クラークや医療ソーシャルワーカーといったコメディカルの再評価などがこの 2 年に集中して進んだことが大きいと言える。

しかし、その一方でこれまで注目を集めなかった感染症医療が、新型インフルエンザ（H1N1 型ウイルス他）の流行でパンデミック対策が国も地方も保健行政の大きな課題となった。また、障害分野との連携した課題として精神科医療の社会基盤を作らなくてはならなくなった。今や企業や行政の職員 100 人に 1 人の比率でうつ発症しているものの在宅支援体制や社会復帰システムの構築の道半ばである。

③施策

○東京都保健医療計画の抜本的な見直しと実情に沿った施策の展開

- ・東京都内市区町村別人口当たり病床数のバラつき等も踏まえ、必要な医療が生活圏内で受けられるよう、空白地域での医療機関・機能を充足するための施策、市区町村の事情とは適合していないような 2 次医療圏の設定も含めて、抜本的に東京都保健医療計画を検証します。《都&市区町村》

- ・産科、小児科などの不採算性を解消します。(国・都補助金充実)
- ・医療分野、地域ごとの過不足を検証して、どこにどのような医療機能が不足しているのか明らかにし、数値目標を明示し、達成するための施策を検討・実施します。(国・都補助金等)

○救急搬送時間 47. 2分(全国最下位)の大幅な短縮

・医師・看護師不足対策実施、コメディカルの増配置、医療機能の強化により、医師不在、患者集中による救急搬送の受入困難・不能を減らします。トリアージナース配置補助、救急搬送コーディネーター補助、医師分娩手当補助などを東京都において実現しました。国でも救急、産科小児科の立て直しを目的とした診療報酬改定が行われ、一歩ずつ前進しています。

(○常時受け入れ可能な救急医療の構築、○救急病院の医師の確保等医療関連項目参照)

- ・2009年夏開始の「東京ルール」について登録医療機関の負担を検証し、持続可能なシステムとなるよう必要な場合は改善していきます。
- ・#7119(救急相談電話)の一層の活用を図り、不要不急の救急車利用を減らします。そのために、都民・患者にも軽微な傷病で救急病院や救急車を使わないルールや#7119(救急相談電話)をしっかりと広報し、地域の救急医療機関に常に余裕を持たせるあらゆる努力をします。
- ・精神科特例等の為に精神科患者は搬送先選定が制約され、救急搬送時間がより長くなっている。平均搬送時間を延長させるだけでなく救急現場の負担が大きくなりがちな精神科救急の搬送システムを再構築することで、救急医療全体のスムーズなシステム運用を目指します。
- ・夜間の救急負担を軽減させるため、軽症患者、小児科患者の第1次救急を担う準夜間診療センターの未設置市区町村に引き続き設置補助を行っていきます。(未設置市区町村は設置を目指します)《都&市区町村》
- ・さまざまな対策を総合的に実施して、救急搬送時間を大幅に短縮します。全国平均以上の30分以内を目指します。

○リハビリの充実

平成22年4月の診療報酬改定では、早期リハ、廃用症候群リハ、休日リハ、回復期リハ、がん・難病リハなどの評価充実、新設が実現しました。

高齢者等長期にわたりリハビリテーションを必要とする方への、維持期の介護リハについても、都民の皆様が、医学的に必要十分なリハビリ医療をうけることができるように、取り組みます。

○療養病床の整備推進

医療養病床の削減、介護療養病床廃止の方針はストップしました。現在、今後の療養病床の必要性を見極め、どう展開していくか検討に入っていますが、早期に結論を出すことも求められています。

特に、東京都では、高齢者単独世帯、高齢者のみ世帯の高齢者は平成17年の133

万人から今後も増え続け、平成27年には178万人、平成47年には234万人と激増することが予測され（「東京都地域ケア体制整備構想」平成19年東京都）ています。

さらに、東京都の医療療養病床では医療区分2が約半分を占める一方、介護療養病床には、医療区分2、3の方が約3割入院されており、「慢性期入院医療の包括評価に関する調査」平成18年厚生労働省、「療養病床アンケート調査」平成18年各都道府県実施）なおかつ、介護療養病床の入院患者が平均年齢83.4歳、要介護度4と5の方で約9割（「療養病床転換意向アンケート調査」平成19年東京都）と要介護度、医療必要度ともに高くなっています。

こうしたことをあわせて考えると、高齢者の希望に沿って、在宅ケアを充実する一方で、高齢者世帯の他高齢者独居が多いほか、胃婁や経管栄養といった医療ケアを必要とする患者を含めて、高齢者入所施設の不足が著しい東京都においては、介護保健施設整備、療養病床の整備が必要であり、保健医療計画の見直しの中で、しっかりと検討し、整備に必要な施策を実施します。

○必要な病院の存続

地域の中で重要な役割を果たしている公的病院をしっかりと守り、必要な医療機能を確保します。

○安心して出産できる産科医療の実現

- ・現状、特に都市部の平均出産費用に見合った出産育児一時金を給付します。
安いと言われる出産一時金。国の制度改革と連動し、合計65万円（国55万円＋都10万円）にします。現行東京都の平均は56.5万円。民主党政権によって出産一時金が2010年まで48万円に増額になりました。さらに2011年以降の恒久化も決定しました。さらに基本額を上げるとともに都からの補助も含めて東京都平均を満たすようにします。
- ・助産師は、専門的な知識と技術に基づき、責任をもって正常な分娩を介助し、妊娠、産褥期のケアを行い、異常の早期発見や医学的措置をおこなうものであり、医師などと協働してケアを行う国家資格です。正常分娩を担う重要な場であり、助産院の広報や産後の新生児・乳幼児ケア、女性の性と生殖に関わる健康相談や教育活動機能への支援を行います。
- ・新生児訪問育成指導などに助産師を積極的に活用し、現役助産師の確保や技術維持を引き続き図ります。《市区町村》
- ・NICU（新生児集中治療室）を1.5倍に増やす目標が実現しました。
NICU整備の基準は、平成2年当時の東京都内新生児数に対する2500グラム未満出生児率を元に定められ、以来改定されていませんでした。NICUの満床による妊婦の搬送受入困難を解決するために、まず必要であった、新生児の実態に合った整備目標を示すことができました。今後は、手厚い人員配置を必要とするNICUを従来の1.5倍整備し、機能させていくために、取り組みます。
- ・子ども基本計画を策定します。
妊娠・出産・子育てにかかわる医療・福祉・教育に必要な施策、地域資源の大枠を

示し、中長期的な実現を図るため、都民や専門家とともに子ども基本計画を作り上げます。例えば、産科医不足への対応としては、NICUの増設や産科医への手当、救急搬送の司令塔機能の設置などの医療機関への対策とあわせて、母子手帳や妊婦教室での＃8000などの情報提供、妊婦健診の無料化により妊娠のリスク管理を向上させ、お産の救急を極力減らす、救急医療を受けた場合でも、地域の診療所と救急病院との連携を強化して、急性期を過ぎたら診療所による治療や在宅診療・支援、子育てヘルパーなどの関係施策と連携して安全安心を確保する、障害のある子どもを支援する療育センターや障害児保育、就学前の専門的指導と学校との連携といった、細かな施策までをリンクさせ全ての施策をより一層機能させること、不足するサービスの必要量を明確にし、どこをどれだけ強化すべきか、しっかり検討を行うことが必要です。

○常時受け入れ可能な救急医療の構築

- ・病院の協力を求めて、救命処置後の「病病連携」の転院システムを作ります。周辺病院や地域病院と連携努力をする支援職員を置くこと等により、「常時受け入れ可能な救急病院」を作ります。
- ・そのために都民・患者にも軽微な傷病で救急病院や救急車を使わないルールや＃7119をしっかりと広報し、地域の救急医療機関に常に余裕を持たせるあらゆる努力をします。

○医療の質向上と救急病院での医師確保

- ・医療クラークへの加算を充実しました。
医師以外のコ・メディカルスタッフを充実して救急現場の疲弊をなくすため診療報酬を改定しました。今年4月の改定では、クラーク15対1加算、20対1加算、を新設しました。25対1、等他の加算も点数アップしました。今後も救急現場の改善に取り組みます。
- ・トリアージナース配置補助、医師分娩取り扱い手当補助などを都が実施。国でも救急、産科小児科の立て直しを目的とした診療報酬改定が行われ、一歩ずつ前進しています。今後も、専門的能力の高いナースプラクティショナー、専門看護師、認定看護師の育成等、高度化、専門化した今日の医療にあわせた人材育成を進めます。
- ・午前外来、午後病棟、夜は救急当直、40時間不休の勤務といった環境による医師の過労は、医師の判断力と健康を損ね、診断される患者にとっても改善すべきものです。勤務医の報酬や就業環境向上のほか、救急病院での医業とそれ以外の分業を進め、医師や看護師が抱えていた仕事を、医療クラーク（医療現場での事務支援）、救急搬送コーディネーター（救急患者の受け入れ作業）のほか、医療ソーシャルワーカー（MSW：家族や経済面の相談）などを養成確保することで、医師の負担を極力減らします。
- ・市区町村が行う1次救急準夜・夜間診療所の運営支援を行って軽症患者の受け皿を用意します。《市区町村 再掲》
- ・首都圏内の大学および大学病院等において後期専門研修としてER課程を設置する場

合に助成をおこないます。

○地域人材の確保と在宅医療の充実

- ・福祉の人材基盤にしっかり投資します
急性期を過ぎてから、安心して在宅や介護系施設に移行できる環境整備が進まなければ、長期入院や社会的入院は減らず、ベッド数に余裕がなくなります。一方、在宅での介護が難しい家庭では、福祉サービスが不可欠。安心して退院できるよう、地域の福祉を充実させます。《都&市区町村》
- ・しっかりした労務環境で、福祉職を目指す若者をはじめ、多くの雇用を促します。
- ・訪問介護や特別養護老人ホームの介護人材の確保のための介護報酬アップとともに福祉人材の知識・技術向上研修や、老人保健施設・療養病床等の整備を支援します。
- ・地域連携クリティカルパスの普及（転退院支援）と在宅医療のネットワーク化を進めます。診療報酬の改定で3ヶ月過ぎると転院・退院を求められ、適切な受け皿がない、再度悪化した場合の入院先確保、在宅療養への不安などから、患者・家族、相談支援を行う医療ソーシャルワーカー（MSW）にとって、大きな悩みとなっています。転院先やリハビリ施設、介護保健施設、在宅支援事業所との連携、情報の共有化などを支援するとともに、幾つかの病院・診療所などが連携して、あらかじめ患者の状態に応じた計画を立て、協力して治療にあたるための地域連携クリティカルパスの普及や在宅医療のネットワーク化を支援します。
- ・患者・家族の療養生活を支えるため、訪問看護、訪問医療、緩和ケアなど在宅療養に必要な地域の基盤整備を支援します。また医師看護師以外の専門家である歯科医師、薬剤師、保健師なども協力して在宅療養や健康作りに取り組めるよう連携を推進します。
- ・高度小児医療機関の空床を生み出し、新たな患者の受け入れが可能となるよう重度身体障害児施設や心身障害児施設や療育センター必要になります。しかし、民間または個人で事業開設をしようとするれば、設置基準から看護師が必要ですが、確保が困難となっています。看護師の絶対数の不足の他、雇用しようとするれば高額な報酬を支払うだけの収益が必要となります。看護師の養成、特に継続的な勤務の可能性が高い男性看護師の養成も積極的に進める必要があります。
- ・同様に高齢者施設では小規模多機能施設や通所介護施設のような地域の施設においても看護師が設置基準から必要であり、極度の不足があります。更に島嶼での看護師不足は深刻であり、福祉事業所の運営危機の恐れがあります。現実には福祉資源量が不足しています。看護師の養成に加えて自治医大のような勤務地義務を課すしくみや、現行の診療所との連携で設置基準緩和ができるような検討を国に求めていきます。

○医師の確保

- ・2010年10月に発表された全国の勤務医師不足調査では全国8700施設の16万7000人に対し16000人の不足であり、十分な診療体制には更に6000人が必要とされている。医師不足は以前ほど報道されなくなったものの、医師不足が無くなったわけではありません。

東京都は8%の医師増加で必要数は満たされるものの、他県では更なる増加をせねば満たされません。結果、他県との確保競争や報酬の高額化が進むでしょう。

- ・医師奨学金を拡充します。

都は現在小児科や産科、へき地医療などに3年以上従事した場合に返還免除とする奨学金を実施しています。現在の医師不足に鑑み、この対象者を増やしていきます。高額な学費負担ができなくとも、医師の仕事に情熱を持つ多様な人材を確保するために、さらなる拡充を検討します。

- ・女性医師の就業継続を支援します。

医師不足が顕著と言われている小児科、産科、麻酔科の医師のうち39歳未満の女性医師は、全国で約4割～5割であり、専門医としての修行期間でもある20代から30代にかけて、結婚・出産・子育てにより退職してしまうと、医師不足がより深刻となるおそれがあります。一度退職してしまうと復帰も困難となることから、子育て中の短時間勤務や研究職への配置換えなど、医師として働き続けられる両立支援策が必要。中でも保育所の不足は深刻であり、医師向けの保育所への支援や院内保育所の整備促進、保育手当補助など即効性のある支援策を実施します。

○看護師不足対策

- ・短時間勤務など働き方を見直します。(眠っている資格者の復帰支援)

都立病院における看護師の男女比率は女性93%、男性7%であり、多くの病院は、女性の従事者が中心です。看護師は、夜勤があるなど勤務時間が不規則で、子育てや家庭との両立に困難をきたし続けられない、短時間なら復帰したいが正規職員としては働けないといった課題があります。短時間正職員制度導入など女性が働き続けられるよう取り組む病院への支援を拡充します。

また、一度離職した看護師への復職支援研修については、延長も含めて必要な期間を検討するとともに、勤務先によっても異なる専門性に対応した研修についても支援します。

- ・看護師の専門性強化、定着支援に取り組みます。

医療の高度専門化、医療安全対策の強化、患者の権利意識向上にともない、看護師に求められるスキルも複雑高度化しています。新卒看護師の離職率の高さも指摘されており、看護教育の年限延長も含め、医療の進歩に見合った専門教育機会の確保や処遇改善を確保するとともに、医療を取り扱うことのできるナース・プラクティショナーを導入します。

また、男性看護師の参入をより一層進めるよう取り組みます。

○全国最悪のがん死亡率の改善

- ・国においては、国立大学法人・医療機構等による共同での臨床研究体制構築が実現しました。また、子宮頸がんワクチンは、東京都包括補助制度により区市町村を支援することとなり予算がつきました。また、国においても、子宮頸がんワクチンの助成と検診実施について検討が進んでいます。今後は、都包括補助制度のあり方について検討し、すべての都民が必要な制度を利用できるようにしていきます。

- ・ 検診受診率の目標値がありませんでしたが、目標値50%とすることが実現しました。今後も、全がんの死亡率を低下させるため、早期発見、早期治療体制を確立させます。
- ・ 受診率向上への取り組み
受診率向上にエビデンスがあるとされる検診への助成と受診勧奨を強化していきます。特に、若い世代では忙しい、めんどくさいなどの理由で検診を受けない人が多いため、検診の必要性・有効性の普及啓発・広報を強化します。あわせて、検診を受けられる時間帯や曜日についても、働き盛り、子育て世代に配慮して、平日夕方や土日実施、託児サービス提供などより多くの方が受けやすい体制づくりをすすめます。中小企業での職場検診実施を増やすため取り組みます。
- ・ がん手帳を東京都全域で配布し、地域医療機関と拠点病院そして当事者間での治療情報の共有、治療の見通しなどがわかる、ていねいな説明が行われるようにします。
- ・ 精度の高い地域がん登録を実施して、がん対策を充実させます。
- ・ 女性特有のがん（乳がん・子宮がんなど）への取り組みとして、検診受診率向上に取り組めます。術後ケアへの支援（形成）についても検討します。
- ・ 不足している在宅医療、在宅緩和ケア提供体制整備についても積極的に支援します。
- ・ がん医療を行うすべての病院に、緩和ケアの知識をもった医師がいて、治療の初期段階から、苦痛を軽減・管理し、よりよい療養生活を送れるようにするため、人材育成を行います。
- ・ 緩和ケアを推進するため、都民への知識普及をはかります。
- ・ 在宅やグループホーム等でも、緩和ケアが受けられ、家族や親しい人のそばで療養生活を送れるよう、がん拠点病院を中心とし、地域医療機関や診療所等がしっかりと連携した、地域ごとの緩和ケア提供体制をつくります。

○糖尿病対策の充実と健康づくり支援

- ・ 食生活の改善に取り組めます。
糖尿病対策として栄養士会等に、管理栄養士・栄養士の人材バンク（東京栄養ケア・ステーション）を活用し、メタボリックシンドローム対策等も含めて、都民の皆さんの食生活を改善します。
- ・ 健康な歯と口内を保ち、健康づくりを進めるため、かかりつけ歯科医を持つこと、8020運動の推進支援、子どもときからの歯周病予防や検診実施に向けて取り組みます。
- ・ 栄養過多による内臓脂肪蓄積で発症する人の増加もあって、糖尿病患者は、年間約1万4千人（平成19年人口動態統計）です。三大合併症といわれる、糖尿病神経障害、糖尿病網膜症、糖尿病腎症になると、生活への影響も大きく、人工透析が必要になる原因の一位は糖尿病で、糖尿病による失明者は年間3000人。治療の中断、症状の放置をなくすため、自覚症状の少ない糖尿病の早期治療・継続治療を支援するかかりつけ医制度を推進します。
- ・ 糖尿病予防には、肥満解消、食生活の改善、適度な運動、お酒の飲み過ぎ・たばこの

吸いすぎに注意する、ストレスをためないなど、生活改善が重要。生活改革応援団を作り、都民の健康作りを支援します。

- ・高齢になるほど死亡原因に占める肺炎の割合が高くなり、インフルエンザなどをきっかけとして肺炎を発症するケースが多いと言われています。効果が高いと言われるインフルエンザの予防接種と肺炎球菌ワクチンを併用した接種についても助成対象とします。

○新型インフルエンザ対策の万全な実施

- ・日中韓を中心に、東アジア全体で新型インフルエンザに対応できる体制をつくります。
- ・さらにタミフル・リレンザの備蓄を増強するとともに、病院が診療を続けられるよう、医療関係者や家族の予防服用も含めた薬の確保、防護服の十分な備蓄を進めます。(平成22年度までに、タミフル・リレンザは、それぞれ都民の人口1200万人の30%分ずつ、あわせて約60%となる約770万人分を備蓄しています。)
- ・都内医療施設での新型インフルエンザ対応策を進めます。特に免疫力の低下した他の入院患者への感染拡大を防ぐため、発熱外来の施設整備を進めます。また、強毒性の新型インフルエンザ発生に備えて、引き続き十分な医療体制整備を進めます。
- ・都民生活に不可欠な社会活動が維持されるよう、都庁と区市町村役所の業務継続体制構築とともに、民間企業と公共交通機関の新型インフルエンザ対応のBCP策定と業務継続支援を進めます。さらに、実践的な訓練を実施して、混乱を来さないよう備えます。
- ・2009年の市区町村の新型インフルエンザ対応の経験を活かすためにも、災害マニュアルの中に感染症対策をしっかりと加えるとともに、ワクチンや治療薬の備蓄・流通情報や医療機関空床を東京都と各市区町村が密に連絡をとるネットワークを構築して住民パニックを回避できるようにする。《都&市区町村》

○安心の小児医療の実現

- ・小児医療体制を拡充します。(土曜・休日・夜間の小児科診療)
身近な地域に、休日や夜間に診療する医療機関がないため、二次救急に軽症患者が溢れ、医師が疲弊し、救急医療が崩壊の危機に瀕しています。また、本来の役割である重症患者への対応が遅れる事態も起きかねません。
子どもの発熱などは、元来夜間が多いことに加え、共働きや核家族が増えるなど、家庭の状況が変化していることに対応して、休日・夜間の小児診療を充実させることが必要。休日・夜間に土曜日も含めて都の支援対象とすることで、切れ目のない小児医療支援へと拡充します。
- ・地域の新規の産科・小児科の開設の環境を作り、地域医療を整備しなければ、益々救急病院に患者が殺到し、病院や勤務医・看護師の疲弊が広がってしまいます。産科・小児科など地域で不足する医療機能については、病床規制の例外を活用して積極的な整備を支援します。
- ・東京小児ER(子ども救命センター)
小児の重篤患者を迅速に受け入れ、救命措置を速やかに行う小児医療施設の整備、小

児救命の搬送体制が実現しました。また、特に小さな子どもは容態が急変しやすいために重要な小児トリアージができる人材育成・配置補助などへの支援も実現しました。今後も、高度医療(二次・三次救急医療機関)への初期救急機能併設や連携強化で、重症者を迅速に診る、常時受け入れ可能な小児救急医療制度を目指します。

・小児救急相談電話#8000

現在は、平日の昼間のみ受付ですが、他に頼るところがない夜や休日など、病院に行くべきか迷っても対処法がわからないなどのニーズが、より多く見込まれる時間帯にも拡大します。

○子どもが健やかに育つために(子どもとの相互参照)

- ・発達障害支援
- ・小児の難病、がん患者、家族支援
- ・予防接種を充実させます。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)、肺炎球菌ワクチンへの公費助成を実現しました。今後、ロタワクチンや不活性化ポリオワクチン等の承認も予想されますが、これらも含め、さらなる助成対象予防接種の拡大や、原則としてすべての国民が受けるべきいわゆる法定接種の対象見直しを行い、ワクチン生産体制の確保など、予防接種を充実させます。

○精神医療の地域システムの構築

- ・既に都内の身体及び知的障害者の合計数と同レベルの精神障害者数となっており、地域の精神医療体制の整備が急がれます。現在、国レベルと東京都による「待ちの姿勢」ではない未受診者支援の専門家自宅訪問型チーム「アウトリーチ」システムが試行されています。アウトリーチ試行実施を継続しつつ精神保健医療福祉審議会の今後発表される答申に基づき東京都は新規事業を展開していきます。
- ・病院からの退院促進支援事業を進めつつ過去の日本では整備が不十分のままであった精神患者への地域生活支援事業(地域生活支援センターやデイサービス、授産所、作業所、ホームヘルプサービス、訪問看護サービス)の整備が急がれるとともに、自立支援法に代わる新法によって障害者支援サービスの事業評価が国に望まれる。
- ・統合失調症が10歳代後半～30歳代前半に発症することは古くから言われている。また、ひきこもりの3分の1はうつ病を中心とした精神疾患と言われている。精神疾患の早期発見、早期治療が生涯を疾患に侵害されないためにも学校教育で、特に東京都で推奨できる都立高校で積極的に進めるべきである。
- ・100人に1人の発症率と言われる精神疾患に企業や行政体では早期に健康診断体制の他、職場復帰プログラムが求められている。特に東京都の教育庁の教職員の精神疾患発病は大きな課題である。早期にこの企業体等に推奨できる復帰プログラムを普及させる研究を東京都の医学研究機構等で進め、活用すべきである。
- ・保健所を持たない市町村では精神保健のスキルを市職員が維持向上させるのは苦勞が多い。引き続き研修指導を精力的に行い、適格な対応ができるよう支援をしていく。
《都&市区町村》

○難病患者支援

- ・ 現行の難病指定制度では、現在のような医療技術の発達による新規疾患の大量発見に対して認定が追いつかないとともに、対象疾患が増えすぎてしまい支援の財源確保に限界が出てきました。現代でも都民・国民の理解ができる難病指定の基準や手続きを公表するとともに、基準の在り方を現代向けに明確化します。
- ・ 難病指定に至らずとも、難病発症によって自立生活に必要なADLが保てなくなってしまった患者の為に介護保険または自立支援法なみの生活・身体支援ができる仕組みを整備していきます。
- ・ 難病指定を待たずして生存を左右するような高額な治療費について、高額療養費還付制度の基準改定（がん治療薬の長期処方が禁止されているため、3 カ月以上処方薬の負担半減の制度が使えないなど）や、特定薬剤の認証などについて疾患、治療別に重要性和負担割合、効果を算定して推奨治療方法を絞り込み、支援を検討します。

Ⅲ 子育て支援！誰もが暮らしやすい東京（生活・福祉）

①ビジョン

子どもを産み育てたいと思うすべての人が、安心して子どもを持てる環境を整備します。
現役世代、高齢世代、若者、子どもまですべての世代の人にとって、暮らしやすいまちづくりをすすめるため、ハード・ソフト両面から施策効果を総点検して、本当に必要な施策を実施し、包容力のあるインクルーシブ社会を目指します。

②考え方・現状認識

生まれてから、学校に入り、大人になるまで、子どもを育てることは、社会を作ること。そして、すべての子どもは、家庭の状況や障害のあるなし、性別、国籍にかかわらず、安全な環境で愛情に包まれ、健やかに育つことが必要です。

また、現在20代後半から30代後半の世代は、バブル崩壊の後遺症で企業が新規採用を極端に絞り、雇用の非正規化が拡大した時期に社会人となりました。このためニート・フリーターや派遣・日雇い派遣等に從事せざるを得なかった人が少なくありません。不安定雇用・低所得のためか、非婚、少子傾向が進んでおり、20年、30年後の東京を見通して、しっかりと支援を行うことが必要です。

さらに、団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、介護サービスの提供体制を盤石に強化することが求められています。支え手が減る中でどのようにして困難な時期を乗り切るか、まったなしの状況となっています。

しかし、国内外の社会経済状況の激変や、医療制度改革、介護保険法改正、障害者自立支援法など、医療や福祉の根幹をなす制度の改変時期にあつて、医師・看護師・介護人材の不足が深刻となっています。

また、福祉は、すべての人が暮らしやすい社会を下支えするものであっても、その実現はひとり福祉だけでは十分ではありません。

都民生活に何が必要か、その供給のためには何をすべきか、本気で考え、コーディネートしなければなりません。きめこまかなニーズ把握を行った上で、政策を実行する必要があります。

③施策

I 子ども達、親達へ

○安心・安全に子どもが生まれる環境づくり

- ・妊婦検診の14回無料化を実現しました。

区市町村ごとにバラつきのあった、妊婦検診費用の助成ですが、すべての区市町村で

の14回無料化が実現しました。今後は、未受診者を減らすために取り組みます。

また、HTLV-1 ウィルス検診の実施と、陽性者へのサポート、母子感染防止対策の徹底にも取り組みます。

- ・母子手帳からエンゼルノート（仮称：あかちゃんノート、ひよこ手帳でも可）へ行政の情報に接する機会の少ない母親達にも、母子手帳を持ってもらえる、母子保健やかかりつけ医づくり、ホームヘルプの利用など、妊娠・出産・子育てに関係するさまざまな支援へのゲートウェイとしてトータルに活用できるものへとリニューアルします。

さらに、学校卒業まで継続して、予防接種やけが・病気の記録を残せて、利用できる行政サービスや支援、相談窓口がわかる子育て手帳を検討します。

○安心して出産できる産科医療の実現（医療参照）

○子育て負担感の解消

- ・子ども条例の制定検討などを含め、子どもに関する分野横断的な総合施策を実施します。

- ・病児・病後児保育を促進し、安心して出産・子育てできる東京にします。
学童保育、保育所併設の病児病後児保育を整備します。病児保育をする医療施設への助成を充実します。

- ・待機児童ゼロを実現します。

平成22年4月1日現在の保育所入所児童数は（→23年3月頃判明）、待機児童数は8,435人、10月1日現在の保育所入所児童数 人、待機児童数は 人（→23年3月頃判明）です。

保育所整備を進めるとともに、保育ママなどさまざまな保育サービスを充実します。将来的には、必要とするすべての保護者が利用できる保育サービス提供体制を構築します。

- ・学童保育の年齢引き上げなど子育て支援を充実させます。
- ・保育新システムについて（勉強会等実施した上で、追って詳しく記載します。）
- ・子ども・子育て新システムでは、認証保育所等の認可外保育施設についても、スムーズに移行できるようにします。

- ・認証保育所の保護者負担軽減を進めます。

- ・子ども家庭支援サービスを充実します。

出産育児期の家事支援など家庭支援サービスを充実させます。特に在宅子育て家庭への支援を強化し、一時保育の充実や親子で参加できる居場所づくり、ネットワークづくりを進めます。

- ・保育所の保育内容、サービスの質、経営状態のチェックなど、子どもを安心して預けられる保育所作りを支援します。

- ・子どもクーポン（保育バウチャー）を創設します。

将来的には子どもクーポン制度で、施設への補助から利用者への直接補助に切り替え、

サービス提供実績に応じて行政の補助が充当される仕組みを目指します。これを通じて、すべての子ども・保護者が必要とするサービスを利用できる体制整備に取り組みます。

- ・住宅援助

公的住宅の家賃減額、母子優先入居、若年子育て世帯の優先入居制度の一層の拡充など、所得の少ない子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう検討します。

- ・「子ども手当」月額1万3千円が実現しました。

子どものいる家庭を支援するために、月額13,000円、年間156,000円の子ども手当を、0歳から15歳まで支給します。(総額2,496,000円) 今後もすべての子育て世帯を応援する子育て支援を充実していきます。

- ・小児救急相談電話#8000を拡大します。

現在は、平日の昼間のみ受付ですが、他に頼るところがない夜や休日など、病院に行くべきか迷っても対処法がわからないなどのニーズが、より多く見込まれる時間帯にも拡大します。

- ・新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業を全区市町村に広げるとともに、要支援家庭に対する具体的な支援策を充実します。

- ・子どもの障害の早期発見、早期療育体制を整えるとともに、ショートステイなどを充実します。

- ・医師不足(=東京小児ER、医療参照のこと)

○子どもが健やかに育つために(医療との相互参照)

- ・発達障害支援

- ・小児の難病、がん患者、家族支援

- ・予防接種を充実させます。子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)、肺炎球菌ワクチンへの公費助成を実現しました。今後、さらなる助成対象予防接種の拡大や、原則としてすべての国民が受けるべきいわゆる法定接種の対象見直しを行い、ワクチン生産体制の確保など、予防接種を充実させます。

○児童虐待の早期発見・救出対策の強化

- ・児童虐待の通報に迅速に対応します。

平成20年度の虐待相談受理件数は3,157件で、10年前(平成10年度)の4.4倍児童相談所の職員は、多くの要保護児童、要注意家庭の案件を抱えています。児童相談所の人員、特に専門職を増員します。多くの子ども達にしっかりと目の届く体制を作ります。

- ・医療機関での虐待対応力強化を強化するため、人材育成などを支援します。

- ・児童養護施設人材育成強化、グループホーム(家庭的ケア)、専門機能強化型養護施設(精神科医、治療指導担当職員配置)促進など、虐待等の被害にあった子どものケア対応能力を充実させます。

- ・虐待児童を迅速に救出します。

虐待の通報があっても、保護者が事実を認めない、子どもの状況確認をさせないなど

の事例があった場合、子どもの安全確保を最優先とし、警察と連携して速やかに親子分離できるよう、体制の強化を図ります。

- ・児童養護施設を整備し、里親委託を促進します。

虐待や親の経済的事情などで、家庭で養育できない子ども達が増えており、児童養護施設は一杯で、虐待から保護した子ども達が長期間児童相談所に滞在しています。養護施設の整備、里親委託を促進し、社会的養護体制を強化します。また職員の資質向上を図るとともに、現場職員の心のケアの仕組みを整えます。

- ・虐待させません、繰り返させません。

うつ症状を訴えたり、うつ病にかかる人が増えており、子どもを育てられる状態にない親への対策強化が急務。子育てヘルパーや子ども家庭支援センターとの連携も強化し、サポートや子育てに関する指導、トレーニングプログラムを行います。

- ・救急病院における子どもの事故死事例の死亡原因分析などを通じて、児童虐待による負傷・死亡の実態を解明し、さらなる対策を検討します。

○子どもの重大事故ゼロに向けて、前進しています。

- ・子どもの事故は、個々のアクシデントとして見過ごされがちですが、情報を集約して分析すると有効な対策ができます。東京都においては、平成 21 年度から危害危険情報を積極的に掘り起こすため、「ヒヤリ・ハット」調査が実現しました。

さらに、定期的なモニタリング、救急病院における子どもの事故死事例の死亡原因分析などを通じて、対策を検討し子どもの重大事故ゼロを目指します。

- ・子どもの交通事故防止対策を進めます。

交通事故多発路線である駅前、福祉施設、学校の周辺等において、歩行者通行の安全を確保するための歩車分離信号への改良を進めます。また、コミュニティゾーン整備やあんしん歩行エリア整備など面的かつ総合的な交通事故防止対策を進めます。

○学校教育

②教育参照のこと

○放課後安全対策

- ・区市町村において放課後子どもプランを策定し、小学校区にひとつ子どもの居場所を作り、遊びや勉強、地域の人との交流を通じ、安全で健やかな成長の機会を確保します。

○ひとり親家庭への自立支援策を推進します

平成 20 年の東京都社会福祉基礎調査によれば、ひとり親家庭の悩みで最も多いのは家計や家事に関するものです。また、雇用や住宅、子育ての問題等で、安心して自立生活できる環境にはありません。

- ・より収入の高い就業を可能とするための就業支援やスキルアップ支援を充実します。

また子育てと仕事を両立させるための在宅就業システムの構築と在宅教育訓練の促進に取り組みます。

- ・ひとりで家事育児と経済的責任を担うひとり親家庭への子育て支援のために、ホームヘルプサービスなどの拡充を行います。また、学童保育の年齢引き上げや利便性の高い保育所など、子育て支援も充実させます。
- ・近年増加しているひとり親家庭の相談体制を整備します。母子家庭等就業・自立支援センターと東京仕事センターやマザーズ・ハローワークとの連携を強化します。
- ・不安定雇用などで収入が低いひとり親家庭の住居確保のため、公営住宅への優先入居を行うとともに、保証人のいないひとり親も利用できるあんしん賃貸支援事業の普及を促進します。
- ・父子家庭への児童扶養手当支給を実現しました。
これまで母子家庭だけを対象としていた児童扶養手当が父子家庭にも支給されることとなりました。今後は、就労支援など関連施策についても男女の別なく対象とできるように検討を進めます。

Ⅱ 全ての都民へ

○男女共同参画社会の実現を東京から

- ・女性も男性もすべての人が責任をもって、安心して働き続けられるよう、ワークライフバランスの推進、就業継続に必要なサポートの充実を進めます。
(雇用、子育て、自治・議会参照)

○UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり

- ・交通網では、引き続きすべての駅でのエレベーター設置等による1ルート確保に取り組みます。また、面のUD化としては、病院や福祉施設など公共性の高い建築物周辺や駅からのルート、空港や主要駅から宿泊施設へのルートのUD化を一層進めます。

○悪質業者被害対策の強化

- ・振り込め詐欺撲滅に向けて、取り組みます。振り込め詐欺の被害は減少傾向にありますが、依然として毎月数億円の被害が発生しています。平成20年より施行された「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んだ口座の残高や被害額に応じて、被害回復分配金（被害の全部又は一部）の支払いを受けることができますが、抜本的な対策がない状況です。
- ・消費者庁設置が実現しました。
今後は、消費者の立場にたった対策を実現していきます。
また、住民に便利な身近な区市町村での消費者相談体制を強化します。
- ・増加する消費者被害、複雑化する契約社会への対応として、都の消費者相談の機能を強化し、平日の昼間に加え、夕方や日曜・休日にも実施するなど相談窓口を拡大します。
- ・消費者教育を推進し、特に高齢者へのわかりやすい情報提供を行います。

- ・警察と連携し、悪質業者には断固とした対応をとります。
- ・高齢者を狙った、リフォーム詐欺や高額商品の売りつけに対しては、地域の見守り、福祉事業者と連携した見守りなど、しっかり取り組みます。

○東京版セーフティネットの実現

- ・自殺予防対策に取り組みます。
東京での年間 2,989 人の自殺者（2009年警視庁統計）を減らします。
- ・借金を苦にした自殺をなくします。
債務整理・自己破産等法的手段の活用支援、生活再建への支援を充実・強化します。
- ・メンタルヘルス対策を強化します。
自殺者のうち、職場の人間関係や、労働環境などをきっかけとして、うつに陥って亡くなる方の割合が多く、職場でのメンタルヘルス対策、労働環境の改善が必要。
- ・地域特性に応じた自殺対策を支援します。
民主党政権で初めて、区市町村別の自殺実態（厚労省人口動態、警察庁統計）が明らかになりました。政府による自殺総合対策も打ち出され、都道府県に造成された基金によって区市町村への予算配分、民間団体への支援が実現しました。今後も、各区市町村ごとの特性に応じた対策が推進できるよう支援していきます。
- ・多重債務対策を充実・強化します。
債務整理・自己破産等法的手段の活用支援、再び借金をしないための金銭管理サポートや生活再建支援を充実・強化します。そのために、身近な区市町村で支援が受けられるよう、司法書士等の専門家と福祉的アプローチを連携させた取り組みを検討します。
また、子どもころからのマネーリテラシー教育を強化します。
- ・自殺への危機を高める、経済問題、生活問題、精神的問題（うつ）は、一人の方に複合して起こるため、区市町村にワンストップサービス窓口を開設します。そこでは、司法書士・行政書士等、福祉、精神保健の専門家が一斉に必要な支援を行います。

○引きこもり支援

- ・引きこもりサポートの研修を支援し、引きこもりサポートにかかる人材を育成します。

○医療・医師不足対策

医療を参照のこと

○生活保護の自立支援の強化

- ・やむを得ない事情で働けない時、最後のセーフティネットとなる生活保護ですが、自立を支援する機能が弱く、長期受給に陥りがちです。助けを必要とするときには迅速に支給し、自立に向けた力をつけられるよう自立支援を強化します。
- ・生活保護の財源負担の 4 分の 1 は市区町村です。保護世帯の急増により市区町村の経済的負担は増し続けており、財政難に拍車をかけています。負担の在り方の他、都民

への制度理解や、保護までいかななくてもいいような低所得世帯支援について検討します。《都&市区町村》

- ・生活保護の需要が高まり、各区市町村の受付・審査の職員不足は深刻です。新規審査は元より、受給者の所得・資産のチェックも十分にできないことがあれば、この不景気の中で納税を確実にしている多くの納税者に納税不審、福祉不審を招くことになってしまいます。東京都が毎年実施する指導検査なども丁寧に行い、受給後の所得把握がより確実になるよう実施機関を指導していきます。《都&市区町村》
- ・安易な生活保護申請を防ぐため、又は生活保護申請をしない、できない家庭が追いつめられないように、ネットカフェ難民対策における一定期間の家賃補助や、低所得世帯の教育対策での学童の入試対策学習塾補助、医療費補助目的の無料定額診療制度の活用など生活保護以外の低所得者対策をしっかりと広報し、窓口での振り分けを支援します。

○犯罪被害者等支援条例の制定

- ・犯罪被害者の権利と支援に対する都の姿勢を明確にするため、犯罪被害者等支援条例を制定します。

Ⅲ 高齢者へ

○介護人材確保対策（介護職員が離職しないで済むようにします）

- ・介護職員が安定して働き続けられるような環境整備に向け、一步前進しました。今後ともさらに介護報酬改定増に向けて取り組みます。

○介護難民をゼロにします

- ・介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群など）の3種類があり、要介護認定を受けた人が利用できます。たとえば、特別養護老人ホームは、397施設（平成21年度末）です。申し込みをしてから2年も待たなければいけないこともざらにある状況です。今後も充実に取り組みます。
- ・社会保障費2200億円の削減をストップしました。
そのうえで、平成17年、18年の介護報酬改定により、特に大都市において悪化している経営状態（収支差額率：都特養3.55%、全国特養13.6%「都平成19年度特別養護老人ホーム等経営実態調査」）を改善し、サービス供給を促進するため、地域差指数を賃金実態に応じて改めるようにする（東京20%に）、物件費も消費者物価水準に即して改めるようにする（東京10%に）など、必要なお金がまわる制度とし、ケアリビングの推進、認知症高齢者グループホームの整備もあわせて行い待機高齢者をゼロにします。
- ・土地活用を希望する土地所有者に、高齢者賃貸住宅や小規模多機能住宅に関する広報を行うほか、東京都の設置補助を継続して実施、土地利活用と高齢者施設や高齢者住居の増加につなげる。《都&市区町村》

○要介護・認知症高齢者の安心地域居住

- ・ケアリビングを推進します

必要なケアを受けながら住み慣れた町で暮らし続けられるようにするため、賃貸のケア付き住宅や、グループホームの整備を促進します。

- ・グループホームも要介護状態の進行によって、入所規則を超えた重度要介護者の在籍は認めていません。グループホームの整備は特別養護老人ホームの整備不要ではなく並行して一定数の特別養護老人ホーム整備を推進していきます。
- ・老老介護認認介護を支援します。

東京都の高齢者人口は、平成21年9月15日現在における東京都の高齢者人口(65歳以上人口)は254万人となり、推計開始(平成元年)以降初めて250万人を超えました。東京都の総人口に占める高齢者の割合は20.2%となり、人口・割合ともに過去最高を更新し続けています。(表1)高齢者人口は、この1年間で6万9千人(2.8%)増加し、総人口に占める割合も0.4ポイント上昇しています。なお、高齢者人口のうち75歳以上人口は113万8千人、総人口に占める割合は9.0%となっています。75歳以上人口は、この1年間で4万7千人増加しています。

平成27年まで急速に増加し、高齢化率は、平成27年には24.2%、平成47年には30.7%に達し、都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者だけの世帯も増えており、平成27年には178万人になると予測されています。高齢者が高齢者を介護する老老介護、認認介護が今後も増えることが予想されます。家族がいるといっても、高齢者である場合には、若年者家族がいる場合とは異なる支援が必要です。

- ・認知症への専門的ケア体制を構築します。

認知症医療センターを設置し、認知症による精神症状、身体合併症に対応できる体制整備を進めます。また、認知症医療センターと区市町村とが連携して、認知症高齢者の救急受け入れやかかりつけ医、介護事業者との情報共有をすすめて、安心の認知症ケア体制を構築します。若年性認知症への支援を進めます。

○ひとり暮らし高齢者の安心支援作戦

- ・高齢者のひきこもりゼロ作戦を展開するとともに、各地で起こった死亡高齢者の親族による年金搾取事件のような不条理を防止するためにも訪問可能な公的事業を活用いたします。《都&市区町村》

高齢者の半数を占める単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯のひきこもりをなくします。高齢クラブなど旧来の既存の地域団体の活用のための支援の他、公的機関やNPO、かかりつけ医など、さまざまなルートから、コネクションを持ちます。また、多岐にわたる上に専門的知識の性が高まっている民生委員に過剰に依存した地域支援体制を見直し、現実に対応できる民生委員体制整備を報酬や研修の充実で実現していきます。《都&市区町村》

- ・孤独死を防止します。

ひとり暮らし高齢者には、異変を速やかに察知するため、ゴミの戸別回収、水道などの使用状況モニタリングシステムなど孤独死を防ぐ対策を行います。

- ・地域住民によるサポート組織への支援等を行い、見守りを進めます。

○低所得又は無年金高齢者支援

- ・施設「たまゆら」の火災は「貧困ビジネス」という概念により糾弾されるような報道が中心で始まりましたが、実際にはいつでも起こりうる低所得独居老人の受け皿の東京の不足を顕在化させました。また、この事件をきっかけに国が新設した「都市型軽費老人ホーム（介護保険外の入所施設。措置時代から存在する軽費老人ホームに類似する）」でしたが、事業者の収入にうま味が無いと評されることもあり、普及が進んでいない。むしろ、民間の土地活用として注目される高齢者賃貸住宅の方が普及に現実性がある。駅から遠い、面積が中規模サイズなど売却ニーズに満たない土地活用を積極的に土地所有者に薦めていく。
- ・また、軽費老人ホームの資源量が一般的に知られていないほど極度の不足状態にある中で、都営住宅の応募倍率はうなぎのぼりである。倍率が高いため、所得不足に耐えきれない高齢者世帯は今後も増加が見込まれる。この対策として民間賃貸、つまりはアパートの活用が即応可能である。高齢者賃貸住宅への改築を推奨するほか、東京都住宅政策審議会答申にあるような都営住宅の家賃補助システムへの転換を進め、一定の家賃収入が管理不動産業者や所有者に対して公費含めて入金され、その収入により建物整備に一定の投資が可能な仕組みづくりを進めます。
- ・更にこのような低家賃高齢者住宅への支援を民間の介護事業者などとの契約により集合住宅全体を支援する住宅システムを確立することに向けた研究を進めていきます。

○元気高齢者の社会参加支援

- ・生きがい創出を支援します。
元気で人生謳歌、遊びごころをもった幸福な老いを目指す、元気高齢者人口を増加させるため、生きがい活動支援室を地域に設置、ネットワークづくりや社会活動参加のコーディネートを行うことで、高齢者の自主的な活動を支援します。
- ・健康づくりを支援します。
都の平成20年「健康に関する世論調査」によれば主観的健康感が低い人ほどひきこもりがちです。主観的健康観アップにより、活動性を高め、介護予防にもつなげる、健康づくり応援総合計画をつくりまします。

IV 障害者へ

○障害者への差別をなくす条例の制定

- ・障害者差別禁止を定める条例を制定します。
地域生活を進展させるなかで、地域で生じる軋轢に対処し、人間関係づくりを仲介する仕組みを作ります（調整機関の設置等）。

○障害者施策の充実

- ・障害者自立支援法
自立支援法施行以来、障害当事者、自立支援事業者ともに疲弊しています。

障害者自立支援法による定率1割負担を廃止します。障害者政策・法制度を抜本的に見直し、「障害者総合福祉サービス法」を制定します。出生から生涯にわたり福祉・医療・教育が連携を図って行います。

- ・障害者雇用を進めます

障害者の受け入れに関するノウハウや支援・指導のノウハウを持たない企業が多いため、職場環境の整備と定着を支援する障害者就業支援コーディネーター設置を進めます。

- ・公的機関（都庁、区市町村役所等）での知的障害者、精神障害者の新規雇用をすすめます。（現在都内では、知的障害者は4名、精神障害者は36名です）

- ・グループホームを推進します

地域居住を推進するため、グループホームの設置や運営費補助を充実させます。

IV 学ぶ心を育み、誰もが学べる東京（教育）

①ビジョン

めまぐるしく変化する社会を生きる子どもたちが、次代を担う自立した市民に育つために、教育の原点である家庭と学校、地域、社会の連携を通して、学ぶ権利を保障する教育環境を創ります。

②考え方・現状認識

社会状況のめまぐるしく変化する現代社会において、子どもを取り巻く環境は多様化し、社会全体で教育に積極的に取り組む体制が求められています。

その状況を踏まえ、国は子ども手当や高校実質無償化などを実施し、社会全体で子どもの教育を支える施策を着実に進めています。

すべての子どもが均等に学習できる機会を与えられ、次の時代を生きる力、つくる力、社会の構成員として担う力を身につけられるよう、学校・家庭・地域の連携を通じた教育環境づくりに取り組んでいきます。

③施策

○学びの機会均等【学校・家庭・地域】

- ・私立学校に通う生徒・保護者への支援を拡充します。（公私格差是正）

都内の学校に在学する児童・生徒等のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約6割、幼稚園では約9割を占めており、私立学校は東京の公教育の重要な役割を担っています。高校実質無償化が実現され、今年度より私立に関しては一定の就学支援金の補助により、保護者負担が軽減されました。それに伴い、東京都は私立高校に通う子どもの家庭に更に上乗せする形で授業料補助をしています。現在の所得制限（平均所得以下）の幅を更に広げ、誰もが経済的負担を気にせず、教育内容で学校を選べるよう、学びの機会均等を図ります。

- ・私立幼稚園就園奨励費補助は、低所得者層に手厚くしたことで単価が減った世帯に対し、都で負担増分を全額支援します。
- ・親の資力によって子どもの進路が制限されることのないよう、奨学金制度を拡充し、機会の平等を図ります。
- ・都の塾代支援の対象を拡充します。

都は低所得家庭（生活保護水準の1.1倍）に対し、塾代支援を行っていますが、対象が極めて限られています。実際の生活状況を見ると、現行事業の対象外でも塾代までは負担することが困難な家庭も多くあることから、対象を拡大します。

- ・学力の地域間格差を是正します。
進学をがんばろうとする進学重点校、基礎的な学習を必要とする子どもを再チャレンジさせるエンカレッジスクールなどは、地域バランスを考慮しながら配置し、地域間の教育格差の解消を図ります。
- ・日本語支援が必要な子ども達への学ぶ場を確保します。
都立高校への入試配慮、入学後の講師派遣などの支援を進めます。

○信頼と規律ある明るい学校体制づくり【学校】

- ・徳育を充実させます。
創意工夫によって道徳教育の充実を図り、生き方の理想、目標を自発的に持たせるよう促します。また、学校行事（例えば、講演会企画、文化祭など）や、学校外活動（職業体験、奉仕活動など）を通して、何かを実現することや人の役に立つことの喜びを体験してもらい、自主性と公共心の涵養に努めます。また、低迷している子どもの自尊感情を涵養するため、郷土愛を育てる教育、人権教育、コミュニケーション教育を進めます。
- ・学校問題解決対策を推進します。
現在、東京都では「学校問題解決サポートセンター」の開設によって、学校や保護者等からの相談を受ける体制が充実化してきています。学校関係者や保護者、地域の人々にとって、更に利用しやすいものとなるよう、一層の充実化に向け、取り組んでいきます。
- ・教員の多忙化を解消し、児童生徒一人ひとりと向き合う時間の確保に努めます。
小中学校では、子どもの学習指導だけでなく、家庭教育の保護者対応を初めとした様々な新たな課題への対応が求められ、教員の多忙感が深まっております。信頼ある学校づくりのために、学校運営のための教職員全体の役割分担を明確化するとともに、適正なICTの活用、学校司書を初めとした幅広い仕事を担える事務職員の増員、地域や保護者との連携などを通して、教員に指導の創意工夫を練る時間、児童生徒と向き合う時間を確保します。
- ・教員不足対策を進めます。
平成11年に約1.6倍だった教員採用試験倍率が、平成21年には3.6倍と低下しており、団塊世代の大量退職とともに、教員不足及び教員の質の低下が顕著になりつつあります。精神的に追い詰められて中途退職してしまうなど、教員の流出を防ぐ対策を進めるとともに、社会人経験者採用や教職大学院と連携した人材育成・採用など、幅広く優秀な人材を確保する取り組みを進めます。
- ・コミュニティ・スクールの推進を図ります。
2010年4月1日現在、東京都内にコミュニティ・スクールは110校あります。コミュニティ・スクールの更に増やしていきます。

○わかる！できる！授業改革【学校】

- ・少人数学級を実現します。
少人数学級の推進に伴い、教員が児童生徒一人ひとりにきめ細かな対応ができるよ

う、それぞれの学校・クラスの実情に配慮した柔軟な学級編成、教員配置に取り組みます。

- ・教員の指導力を高めます。

新任の教員などの指導力を高めるため、授業指導を積極的に行い、質の高い学習機会をすべての子どもたちに提供します。そのためにも、教職大学院や大学と連携し、教育実習の強化や採用後の指導力向上を目的とした研修の充実を図り、教員の学ぶ環境を整えます。

- ・自主学习を支援します

地域人材や教育を志す学生とのコラボレーションで自主学习への支援を拡充します。

○生きる力を育成【学校・地域・家庭】

- ・武道、スポーツの推進を図り、生きる力を育てます。

中学校の保健体育において、武道の必修化（平成24年度から）が実現しました。武道やスポーツを通して、忍耐力や自立心、自己肯定力などの涵養に努めます。

- ・部活動を活性化させます。

小規模化が進む公立学校において活動しづらくなっている部活動を、指導員の確保や地位の明確化を一層進めることにより、活性化させます。

- ・コミュニケーション教育を充実させます。

演劇教育などのコミュニケーション教育を推進し、対人能力や表現力の育成を図ります。

- ・メディアリテラシー教育を実施します。

PCやインターネット利用環境、携帯電話などの技術革新により、情報の即時性、普遍性が飛躍的に向上した一方、未成年者に有害な情報も増えております。自分自身が判断し、取り入れる情報を取捨選択する能力をマナーとともに養成します。また、マスメディアに対する認識を深める教育を進めます。

○学習環境の整備【学校】

- ・多摩・島しょ地域にある公立小中学校（699校）の普通教室に冷房施設がある割合は17.6%で、23区内（1240校）の95.0%に比べて極端に低い状況（平成21年5月1日現在）のため、多摩・島しょ地域の公立小中学校における冷房設備の整備を支援します。

- ・学校エコ化と環境教育を促進します。

太陽光発電型や太陽熱利用型、自然共生型など、それぞれの学校の状況や地域環境に適した様々な「学校エコ化」を地域と連携しながら進め、子ども達の健康や環境に配慮した快適な学校環境づくりを促進します。また、合わせて、環境教育の充実に取り組みます。

- ・地域の防災拠点である学校の耐震化を100%にします。

○食育の充実【学校・家庭・地域】

- ・食育の推進を図り、自然の恵みや健康への理解を深めます。
食育を推進し、健康や朝ご飯の大切さに対する理解を深めます。また、地域や姉妹都市との交流等によって、農業体験の機会を増やし、育てる大変さや収穫の喜びを通して、生態系の大切さを感じる心を育てます。
- ・地産地消型の給食の推進、米飯給食の拡充を行います。
地元の有機野菜等を取り入れた地産地消型の給食を推進します。また、米食を中心とした食文化を守り伝え、食糧自給率を向上させるためにも、米飯給食の拡充を進めます。

○特別支援教育の充実【学校・地域】

- ・全ての子どもが地域で共に生き共に学ぶ、インクルーシブ教育の推進を図ります。
- ・発達障害等に対する教員の専門性向上と適切な配置を進めます。
通級指導学級在籍数の著しい増加に対応し、教員の専門性向上と加配も含めた適切な配置を区市町村と協働して進めます。
- ・学級増に対応して計画されている特別支援学校の再編整備にあたっては、通学に配慮するとともに、併置化に伴って生じる課題を削減していきます。
- ・都立高校への受け入れに伴い、進路指導や就業支援を充実化させ、社会参加と自立に向けた教育を推進します。
- ・放課後体制を強化します。
保護者やNPO団体との連携を通して、特別支援を必要とする児童・生徒の放課後居場所づくりを進めます。

○家庭教育力のサポート【学校・家庭・地域】

- ・子どもの生活習慣と学力には相関関係があると言われており、子どもが勉強に集中できる家庭環境、将来にむけてがんばる気力を持てる支援が必要です。学校に子どもの生活支援を行える人材を配置・育成（生活相談、進路相談などきめ細かな支援のため、臨床心理士に限定しない相談員の人員配置など）するとともに、福祉施策の活用も視野にいれた支援ができるよう取り組みます。
- ・地域と連携し、高齢者ボランティアが参加できる学童保育を推進します。
高齢者とのコミュニケーションを通して知恵や教訓を学び、また愛情を注がれることが子どもの健やかな成長を促すため、高齢者ボランティアによる学童保育を進めます。

V 世界をリードする環境快適都市・東京（環境）

①ビジョン

世界最少のCO₂排出都市・東京を実現するために、温暖化対策に大胆に取り組むとともに、緑を増やし、水を循環させ、大規模な水と緑のネットワークを構築します。その上で、東京の環境対策に関するさまざまなノウハウを日本や世界に発信していきます。

②考え方・現状認識

地球温暖化の進行は、集中豪雨や竜巻などの異常気象をもたらし、私たちの生命・財産を危険にさらしています。しかしながら、国の対策は遅々として進んでおらず、このままでは、ポイント・オブ・ノーリターン（引き返すことのできない時点）を通り過ぎることが懸念されます。このような中、民主党東京都連は、2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%以上削減するとともに、エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めるために、積極的に施策を展開していきます。

そして、東京で培われた施策のノウハウや環境技術を、日本全国の自治体をはじめ、世界各都市に発信し、世界の温暖化対策に貢献していきます。

また、「水」や「緑」といった自然環境は、私たちの気持ちを安らかにし、安心をもたらせます。民主党は、水質改善や水循環の推進などにより、都民の生活に身近な水環境を実現するとともに、新たな緑の創出や昔からある緑の保存を積極的に進めていきます。

さらに、廃棄物や汚染物質対策についても、次世代に負の遺産を引き継がないという視点から、徹底的に取り組んでいきます。

③施策

○温暖化対策の充実・強化

- ・平成22年4月に開始したCO₂の削減義務と排出量（削減量）取引制度については、効果が上がるよう着実に実施するとともに、制度の全国的な展開を進めます。また、金融機関と連携して、中小事業者などの対策が進むよう積極的に支援します。
- ・家庭での温暖化対策を推進するため、家庭の省エネ診断員制度を充実するとともに、区市町村と連携しながら、省エネ設備の導入補助などキメの細かい施策を展開します。
- ・自動車のCO₂削減策として、エコドライブの推進や次世代自動車などの普及を促進するとともに、自転車への利用転換などで、自動車に依存しないまちづくりを進めます。

- ・再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの導入を推進するとともに、非食料系バイオ燃料や風力、地熱などの活用を進めていきます。
- ・街路灯をはじめ、公共施設でのLED照明への切り替えを進めます。また、私立学校や病院などの公的施設でも、温暖化対策が進むよう積極的に支援していきます。
- ・最先端の省エネ・再エネ技術の実用化を支援し、併せて、日本の環境技術を世界に発信します。
- ・フードマイレージやカーボンフットプリントなど、CO₂排出の「見える化」を進め、都民の環境行動を応援します。
- ・温暖化対策を進めるために、平成21年3月に制定された東京都独自の環境減税の導入に加え、効果的な環境税制の導入に向けて、検討していきます。また、炭素税の創設を国に働きかけるなど、経済状況の踏まえつつ、税による環境コストの内在化を進めます。

○「風」と「水」と「緑」の東京の実現

- ・大規模な水と緑のネットワークを構築します。そのために、中央防波堤に大規模な「海の森」をつくとともに、幹線道路沿いなどの大胆な緑化を進めます。また、減税などの優遇措置を講じるなどして、屋上緑化・壁面緑化を推進します。さらに、校庭芝生化をはじめ、駐車場緑化や都市の隙間に着目した緑化を進めます。
- ・「風の道」の確保に向けて、「海の森」や街路樹の整備だけでなく、建築物の配置や形状なども含めて、まちづくりの早い段階からの環境配慮に取り組みます。
- ・「保存樹木・樹林」といった既存樹木を保全する制度を設けている区市町区とも連携しながら、緑の保全に取り組むとともに、NPOなど民間団体と連携して里山の保全を進めます。また、多摩の森林再生を図るとともに、花粉の飛ばない森づくりを進めます。
- ・保水性舗装や雨水浸透ますなどにより、保水性のあるまちづくりを進めます。また、清流復活や東京湾の水質浄化などを進め、水生生物の復活・育成を図ります。これらの取り組みを総合的に進める「水循環基本条例」を制定します。
- ・都立日比谷公園をはじめ、皇居前広場、皇居東御苑、北の丸公園、千鳥ヶ淵公園など、約160ヘクタールに及ぶ都心部の公園緑地が一体的に機能するよう、関係機関を連携させ「東京セントラルパーク（仮称）」として機能させていきます。

○廃棄物対策・有害化学物質対策の充実・強化

- ・3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の普及を図り、「もったいない」を合い言葉に、ゴミゼロ社会の実現に向けて取り組みます。
- ・廃棄物の不法投棄ゼロに向け、排出事業者や処理業者の排出・処理結果を公表する制度を拡大するとともに、IT技術を活用して不法投棄の監視・対策を徹底します。
- ・廃棄物の処理やリサイクルを行う事業者による優れた取り組みが市場で評価される仕組みづくりを進めるとともに、使用済み注射針など在宅用医療廃棄物の適正処理に取り組めます。また、携帯電話だけでなく、デジカメやゲーム機など電気・電子機器類におけるレアメタル、レアアースのリサイクルを推進します。

- ・健康への影響が懸念されている大気中微小粒子（PM_{2.5}）に関する調査・対策に取り組むとともに、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因でもある揮発性有機化合物（VOC）の削減に取り組めます。
- ・土壌汚染対策として、中小事業者の負担軽減に向けて、ガイドラインの活用などにより、取引が滞っている土地（ブラウンフィールド）の適正な利用を促すとともに、都民に対する情報提供の仕組みづくりに取り組めます。

VI 誰もが安全に安心して暮らせる東京（防災・防犯）

①ビジョン

建物の耐震化・不燃化などハード面での減災力の向上、防犯環境の整備と、自助・共助・公助を織り交ぜた地域活動の活性化によるソフト面での災害対応力・犯罪抑止力向上の推進を合わせて行うことにより、安全に安心して暮らせる東京を実現します。

②考え方・現状認識

木造住宅密集地域では、隣近所との気安いつきあいが残る「安心」な街ではあっても、地震に対しては「安全」ではありません。反対に、耐震化された「安全」な住宅に住んでいても、ふれあいのない街に「安心」はありません。

つまり、「安全」と「安心」の両面を満足する、安心して暮らせる安全な都市づくりが求められているのです。

そのためにも、「自助・共助・公助」の3つを基本とした安全・安心な都市構造と社会を構築します。

特に、防災において「自助」に委ねているだけではなかなか進まない住宅（木造戸建て・マンション共）の耐震化・不燃化をいかに促進するかが問われています。

「共助」については、防災・防犯ともに、地域におけるコミュニティづくり、助け合いのネットワークづくりの促進に重点が置かれるべきと考えます。

「公助」については特に災害対策における「減災」の視点を持つことが重要で、被災時に被害をなるべく少なくするためのハード面での備えはもちろんのことですが、被災時の初動体制づくりや復興支援についても万全の準備を整える必要があります。

また、ライフラインの広域障害は地域住民に生活不安を与えると同時に、治安の悪化が懸念されますので、早期復旧すべく公益事業者とも十分な連携を図る必要があります。

③施策

○防災対策

- ・大規模災害における初動態勢を確立し、視覚障害者や聴覚障害者、オストメイト等の災害弱者にも最大限配慮しつつ、消防や救助、医療救護、避難、交通規制、飲料水・食料確保などの災害応急対策を充実強化します。
- ・地震災害、高潮浸水も含めた大規模水害などの危険地図を公表し、都民の防災意識を高めるとともに、災害の種類に応じ、自治体HPやメールなどによって、被災状況・復旧状況・気象情報・指定避難所など、都民への適切で迅速な情報提供を行います。
- ・運河・水路・ヘリポートの整備をさらに推進し、災害時の物資輸送経路を確保します。

- ・医療活動やターミナル駅前滞留者対策、帰宅困難者支援、ライフラインや飲料水、食料の確保など九都縣市など近隣各県や区市町村、事業者（特に公益事業者）、NPOらと連携協力体制を強化します。
- ・地域コミュニティの自主防災組織や防災士などの防災ボランティア、消防団との連携を促進して、日頃からの共助ネットワークづくりを行います。
- ・既存の訓練に加えて、震災発生から復旧までの住民参加型の「震災対応シミュレーション」のコーディネートを行い、減災に取り組みます。
- ・防災・まちづくり団体やNPOらと連携し、被災情報の提供を受け、早期復旧を行う体制を整備・強化します。
- ・住宅の耐震化、市街地のユニバーサル・デザイン化、省エネ化、クリーンエネルギーの導入などをあわせて実施することにより、木造住宅密集地域を「住まいを楽しむ」グリーン・ゾーンに生まれ変わらせます。
- ・ライフラインや都市・公共施設などの耐震性強化を行い、災害設備の充実を図りつつ、ライフラインにおいては、早期復旧が可能な施設状態を考慮します。
- ・公営住宅の建てかえや耐震補強を進めるとともに、民間住宅やマンションの耐震診断や改修を促進するための制度の充実を図り、都市全体の耐震性能を向上させます。
- ・地域のまちづくり、住民主体の「共同建て替え」を推進するため「共同建て替え推進プランナー制度」を創設します。
- ・震災時、豪雨時における地下街の安心性を高めるため、避難経路の掲示やマニュアル整備、訓練を行い、下水道滞留施設を整備して備えます。
- ・雨量観測や被害予測、避難勧告、護岸や洪水調整池の整備、水害時の大量廃棄物の処分など都市型集中豪雨対策を推進します。
- ・高齢者、障害者、外国人、妊婦・乳幼児、難病患者などの災害弱者対策として現状把握や社会福祉施設などとの連携、対応マニュアルの作成を行います。
- ・危機管理対応力を強化するため、テロなどの特殊災害の発生に対応する訓練を専門家の助言のもとに行うとともに、国や九都縣市、関係団体、公益事業者などとの連携や広報のあり方を検討します。
- ・ウイルス薬などの備蓄やBCPの活用、都民に対する予防・対応の啓発などを推進して、新型インフルエンザ対策を確立していきます。
- ・地域消防団の充実、人材確保等について、事業所消防団員の拡充など、区市町村への支援を行います。
- ・子どもの命を守るという観点から、公立学校だけでなく私立学校の耐震化促進のための制度をさらに充実するとともに、景気対策・中小企業対策の観点からも学校耐震化事業の早期実施に取り組みます。
- ・ゲリラ豪雨対策のため、住宅や民間開発事業などでの雨水浸透ます設置促進や道路の雨水ますの雨水浸透ますへの取り替え、道路の浸透性舗装や保水性舗装の積極的導入、緑化などにより、雨水の流出抑制を行い、保水力のある都市づくりを推進します。
- ・私立の幼稚園や小中学校、高校などを一時的な避難場所として活用するなど、民間と連携し、被災初動期のバックアップ体制の充実・強化します。
- ・設置が義務化されている住宅用火災警報器について、高齢者世帯や障害者世帯への補

助などにより、設置を促進します。

- ・地震・大雨などにより孤立する可能性がある山間部地域の防災対策を進めます。
- ・都庁舎などの改修・改築は、災害拠点の機能を果たすことから、長周期地震動対策を行います。
- ・災害に際しての区市町村や事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援します。

○安心して暮らせるまち・犯罪の起こりにくい安全なまち東京の実現

- ・防犯環境設計手法の考え方に基づく市街地環境改善の促進・普及に取り組みます。
- ・「犯罪発生マップ」や「地域安全マップ」の活用によって、子どもを不審者や交通事故から守る通学路安全点検事業を行い、地域の取り組みを支援するなどハードとソフトの両面からの安全確保対策を行います。
- ・商店街に防犯カメラなどの整備を促進するとともに、防犯カメラの目的外使用によるプライバシー侵害を防ぐために条例を検討します。
- ・地域住民や区市町村との連携によって、地域防犯拠点整備などの防犯対策を早急に進めます。
- ・民間防犯団体による地域安全活動を積極的に支援します。
- ・防犯情報などを、自治体HPやメールなどで都民へ適切で迅速に提供します。
- ・悪質業者との消費トラブルの取り締まりの強化や認知症などの高齢者に対する勧誘の禁止など悪質商法による新たな抜け道を防ぐ取り組みを行います。
- ・警察や自治体、介護事業者などの連携を強め、高齢者の交通安全対策を推進します。
- ・自転車の暴走、転倒などの事故防止や駅前・商店街の放置自転車対策など景観向上を推進するため、「自転車安全条例」を制定します。
- ・ホームドア又はホーム柵、転落検知マット等を都内全ての駅に設置し、ホームからの転落による事故を防止します。
- ・被害のなかなか減らないストーカー犯罪や、手口が巧妙化、多様化している振り込め詐欺などについて有効な対策を検討し、実施します。
- ・現在何ら規制のない住宅への盗聴器の設置について、盗聴禁止の条例化を検討します。
- ・硫化水素や大麻など、一般社会に薬物に関わる犯罪や被害が広がっているため、有効な対策を検討し、実施します。
- ・えん罪被害の防止や供述の任意性の立証を容易にするため、捜査官による被疑者の取り調べの全過程を録画・録音する「取り調べの可視化」の実現を目指します。
- ・タクシー車内での犯罪抑止や事故防止啓発、さらにはエコドライブの促進などのため、タクシーへのドライブレコーダー設置を促進します。
- ・車の右左折による歩行者の巻き込み事故防止のため、歩行者と自動車の青信号を完全に分離する「歩車分離式信号」の導入を促進します。

Ⅶ 質の高い活力ある持続可能な東京（まちづくり）

①ビジョン

都民、行政、事業者、NPOなど、様々な主体が積極的に参加する地域コミュニティを核としつつ、都市空間ストックが持つ伝統的な価値を継承し、質を高めることにより、環境負荷を軽減し、にぎわいと活力のある持続可能な都市づくりを進めます。

②考え方・現状認識

都市基盤整備は行政が担うべきものですが、まちづくりは「都民が主役」。そこで生活する人々の視点や発想が欠ければよいまちにはなりません。また、メガロポリスとしての都市機能整備とコミュニティとしての生活都市形成の2つの視点が不可欠で、これを混同したり、どちらか片方だけを重視してはならないと考えます。

東京が都市として目指すべき方向は、アジア的な密度と活気、ヨーロッパの都市が持つ歴史性と都市文化、アメリカの市民自治、そして日本独自の自然環境とコミュニティ、これらの要素を重ね合わせつつ、持続的に発展させていくことです。

そのためにも、都市空間の量的な拡大に対応するのではなく、地域の現存する空間を引き継ぎ、価値を見出してそれを再構成、修復し、必要な機能を新たに付け加える都市づくりを、時間をかけて都民が主体となって進める必要があります。これまでの機能主義的な都市づくりから、人間中心の都市に転換し、都市の構造は、徒歩や自転車を中心とした圏域に生活サービスが確保され、自然と共生した多重の地域構造とすることが求められます。

都市機能を支えるための道路・水道・下水道などの都市インフラストラクチャーについては、その必要性について多面的に検討し、真に必要と判断されるものについては、緊急性などを勘案しつつ、着実な整備を進める必要があります。

③施策

○地域コミュニティの復活・再生

- ・NPOなどによるまちづくりへの技術的・財政的支援や孤独死対策の推進、防災・防犯まちづくりなど、多分野にまたがる複合的な取り組みにより、地域における良好なコミュニティ形成を進めます。
- ・都営住宅の建て替えをはじめとする公的住宅の供給にあたっては、少子化・高齢化への対応も含めた、地域のコミュニティ・バランスへの配慮を行います。
- ・アメリカのBID（ビジネス改善地区）制度を参考に、日本版BID制度の創設を国に働きかけるなど、地域の主体的な街の管理運営を支援します。

○住まいの質の向上・住環境整備

- ・賃貸住宅の礼金・更新料ゼロ運動の展開、中古住宅市場の新規ルールの確立など、公正な賃貸住宅市場を構築します。
- ・公営住宅入居者と民間賃貸住宅居住者との間の不公平の存在、コミュニティ・バランスの低下など、公営住宅の現行制度が抱える問題点の抜本的な解消を図ります。
- ・高断熱住宅、環境共生型住宅など、環境配慮型住宅の普及促進を図ります。
- ・保証人がいない高齢者でも民間住宅が借りやすい「あんしん入居制度」の普及を促進するとともに、高齢者向け賃貸住宅にデイサービスや訪問看護などの在宅サービス施設などを併設した住まいの整備を進めます。
- ・区市町村と連携しながら、最低敷地制限の導入や地区計画の原則化、緑地保全や防災空間の確保などを進め、建築紛争の予防と良好な住環境の形成を促進します。
- ・失業による住宅ローンの支払い困難者に対し、再就職までの一時的なつなぎ融資制度の創設などにより支援します。

○人にやさしい安心できる交通政策

- ・都政における交通政策担当窓口を一元化し、交通政策の体系的な展開を図ります。
- ・道路や公共交通施設整備においては、ユニバーサルデザインを基本とします。
- ・未整備の都市計画道路について、その必要性や実現性について見直すとともに、必要な都市計画道路については、着実な整備を進めます。特に、立ち遅れている多摩地域の都市計画道路は、地域事情を考慮した上で積極的に整備します。
- ・都営交通・東京メトロの料金体系をはじめとした地下鉄サービスの一元化の検討を進めます。また、首都高など高速道路の料金制度についても検討し、交通料金の不公平感の是正を図ります。
- ・パーク・アンド・ライドの社会実験やその効果検証、ロードプライシングの導入の検討など、交通需要マネジメント（TDM）による自動車利用から公共交通利用への転換を図ります。
- ・自転車と歩行者の事故を減らすため、また、地球温暖化防止の観点からも短距離の自動車利用から自転車利用への転換を図ります。さらに、地域特性や安全面に配慮した自転車専用レーンの整備を促進し、ネットワーク化を図るとともに、駐輪場の整備を促進します。また、レンタサイクル事業の導入・普及に向けた検討を進めます。
- ・自転車の自賠責保険加入義務化やICタグを活用した所有者管理の導入、ナンバープレート制の導入などの検討を進めます。また、マナーやルールの啓発強化など、警察や区市町村と連携して自転車の安全な利用を促進します。
- ・トラック輸送や鉄道利用、内航海運の連携により、モーダルシフトの推進を図り、物流における環境負荷を低減します。（再掲）
- ・羽田空港の国際化・24時間化による空港の利用状況や需要の推移を踏まえ、鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の連携により、使いやすい空港アクセスの充実を進めます。（再掲）
- ・都内の観光振興に資するため、羽田空港跡地に水上バス発着場を整備し、お台場、ディズニーランド等への航路を開くことを検討します。（再掲）

- ・港湾物流の強化を図るために、コンテナ船の大型化への対応を積極的に進め、川崎港・横浜港と共に、港湾運営の効率化を図り、国際コンテナ戦略港湾としての機能を充実させます。(再掲)
- ・交通渋滞対策のため、京王線や西武新宿線、東武東上線などの複々線地下化や高架化など、鉄道の踏切ゼロ化を推進します。また、高架下は、駐輪場整備などの有効活用を図ります。
- ・外かく環状道路について、地域の声や環境面に十分に配慮し、インターチェンジのあり方、地上部分の取扱いなどを検討していきます。特に、地上部街路である外環ノ2については、計画の廃止も含めて検討します。
- ・JR、東京メトロ、私鉄各社に対する助成を行い、鉄道機関における平日昼間のシルバー半額料金制を導入します。また、シルバーパス制度にICカードを導入するとともに、コミュニティバスや多摩都市モノレールへの対象拡大を検討します。
- ・羽田空港の国際化・24時間化による利用状況の推移を踏まえ、都営地下鉄をはじめとする公共交通機関の空港アクセスの充実を進めます。(再掲)
- ・路上駐車禁止取締り規制について、定期的利用客の多い、主として生鮮食料品などを扱う宅配事業者や、介護・福祉事業者、あるいは医療廃棄物の収集運搬事業者など、高齢者や障害者のライフラインの物流を支える営業用車両に対する規制緩和地域を拡充します。
- ・公共交通優遇策の一環として、朝夕のラッシュ時のバス専用レーンにおけるタクシーの実車乗り入れ試行を行い、利用の改善を図ります。
- ・一般利用自動車だけでなく、タクシーや宅配業者などの交通・運輸事業従事者にも利用しやすいトイレや駐車スペースなど、休息所の設置を推進します。
- ・都民生活に欠かせない荷さばき車両による道路渋滞の解消を進めるため、物流事業者に必要な不可欠な荷さばき場の設置を推進し、地域の生活環境やビジネス環境等を改善します。
- ・公共施設、駅周辺、大型店舗等への自動二輪車用駐車場・駐車スペースの設置を促進します。
- ・複数の区市にまたがるコミュニティバスの導入など、交通不便地域の解消に向けた検討を進めます。
- ・歩道について車いす利用者が通行できる幅員を確保し、UD化を進めます。(再掲)
- ・国が制定を目指している「交通基本法(仮称)」をベースに、公共交通の充実やユニバーサルデザイン化の推進などを盛り込んだ東京都独自の「交通基本条例(仮称)」の制定を目指します。

○魅力ある都市景観づくり

- ・中央環状線の完成後のシミュレーションしかなされていない都心環状線の撤去について、外かく環状道路や首都圏中央連絡自動車道の完成後のシミュレーションも含めて

再検討し、日本橋の再生に長期的視野に立って取り組みます。^{*1}

- ・改正景観条例による大規模建築物の事前協議制度や屋外広告物条例の運用適正化など、都市計画行政・建築行政・景観行政の有機的連携を進め、魅力ある都市景観づくりを促進します。
- ・都市計画制度等の柔軟な活用による近代洋風建築の保存・復元、文化財庭園等の周辺の景観誘導、個人や民間事業者所有の都選定歴史的建造物の保存支援の強化、歴史的な建造物等に関する普及啓発と利活用の促進などにより、歴史や伝統を受け継ぐ都市空間の保全を図ります。
- ・良好な都市景観の創出、安全で安心な歩行空間の確保、都市防災機能の強化などの観点から、道路の新設・拡幅やシンボルロードの整備、道路修景などあらゆる機会をとらえ、電線管理者と協働しながら無電柱化を推進します。
- ・新宿区や渋谷区など、絶対高さ制限の導入の動きが広がっていることから、複数の市区間にまたがる良好な景観形成の整合を図るため、広域的な調整に取り組みます。

○持続可能な都市づくり

- ・住宅の耐震化、市街地のユニバーサル・デザイン化、省エネ化、クリーンエネルギーの導入などをあわせて実施することにより、木造住宅密集地域を「住まいを楽しむ」グリーン・ゾーンに生まれ変わらせます。(再掲)
- ・最新データにもとづく水需要予測の見直しを速やかに実施し、八ッ場ダム事業の必要性について再度検証するとともに、その結果も踏まえ、水道料金の見直しについて検討します。また、八ッ場ダム事業については、必要性の有無にかかわらず、生活再建への支援を行います。
- ・ゲリラ豪雨対策のため、住宅や民間開発事業などでの雨水浸透ます設置促進や道路の雨水ますの雨水浸透ますへの取り替え、道路の浸透性舗装や保水性舗装の積極的導入、緑化などにより、雨水の流出抑制を行い、保水力のある都市づくりを推進します。(再掲)

*1 都心環状線は、もともと高速道路網構成の観点から異例の存在。都心環状線を存続させるためには、供用年数、老朽化の現状から、近い将来再構築する必要がある。再構築に際しては、財源確保の見直しや都市景観と調和する構造型式の選定など極めて困難な課題が山積。そのため、中央環状線、外かく環状線（東名道以南を除く）、圏央道がすべて完成した後は、都心環状線の利用交通量が大きく減少することも予想されるため、再構築は不要となる可能性があり、老朽化した都心環状線については単純に撤去することも考えられる。

Ⅷ すべての人が支え合いともに生きる東京(共生)

①ビジョン

東京は今後も都市交流を続けてアジアの平和維持に貢献するとともに、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容力）を高めて、コミュニティの再生と、公正な社会、すべての人が支え合いともに生きる東京をつくっていきます。

②考え方・現状認識

東京は敗戦と占領を乗り越え、都市を再度復興し、平和を享受できるまでになりました。この間、アメリカからの小笠原返還や中東戦争による石油ショック、冷戦後のグローバル化、金融危機の波など様々な影響が、国際関係の中で東京に波及しています。アジアの大都市、日本の首都東京は、今後も自ら都市交流を行い、平和による繁栄の意義を発信、各都市と連携していくことが求められています。

また都市の成長と多様化が広がる中、東京では急速な少子高齢化が進行し、核家族や単独世帯・高齢単身世帯が増え^{**1}、多くの面で問題解決力が低下してきました。都民は自ら多様化の時代を生き抜く「人間力」を高めるとともに、地域コミュニティやNPOなどとのネットワークづくりによって子育て、防災、防犯などの「地域力」を高める必要があります。

社会構造の変化によって孤立に至るケースが顕在化し、在日外国人も年々増加するなど、多様な都民が暮らす東京で、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容力）を高めて、公正な社会、「すべての人が支え合い、ともに生きる東京」をつくっていきます。

③施策

○都市交流で平和の創設

- ・国内外の平和を目指す各都市と連携して核兵器開発や実験に反対し、平和のメッセー

1 東京都の一般世帯数は、平成7年から平成17年、そして今後も一貫して増加するのは単独世帯（188.8万世帯→244.4万世帯→283.6万世帯(平成37(2025)年予測)）と夫婦のみの世帯（78.7万世帯→100.1万世帯→115.3万世帯(平成37(2025)年予測)）となり、平成17年以降、減少傾向で推移するのはその他の親族世帯となります。一般世帯の総数に占める割合で見ると、最も多いのが単独世帯で平成17年の42.5%から平成37年は44.6%となります。また、世帯主の年齢が65歳以上の一般世帯数をみると、平成7年の87.1万世帯から平成17年には140.0万世帯、平成37年には213.6万世帯へと増加します。年齢が65歳以上の家族類型別世帯について、平成17年と平成37年を比較してみると、最も多く増加するのは単独世帯で、平成17年の49.8万世帯から平成37年の87.4万世帯へと75.3%増加します（『東京都世帯数の予測』（東京都。平成21年3月））

ジを発信していきます。

- ・硫黄島や父島・母島、浅川地下工場跡など都内各所に点在する近代戦争遺跡や戦時体験・資料を保存・整備し、次世代に語り継いでいきます。都内戦跡マップの作成も行います。
- ・アジア人材育成基金を活用して、海外留学生のための東京版フルブライト奨学金を創設します。
- ・姉妹都市交流を都市間の政策協定に発展させ、行財政改革や地域の発展に役立てます。自治体国際化協会の運営を自治体主体に見直し、地方の国際化ニーズに応じていきます。
- ・海外青少年の教育旅行の受け入れ促進と都内学校との文化交流を図ります。

○市民活動によるコミュニティの再生（公益法人改革を踏まえ改定予定）

- ・地域力を高める町会、自治会、自主防災組織、民間防犯団体などの地域コミュニティ組織や専門性の高い地域NPOなどの取り組みを引き続き支援します。
- ・NPO、各種公益法人、協同組合、社会的企業、大学などを含む、独自の民間活動を行いつつ公共サービスも担える力強いサードセクターの形成を支援し、公共サービスへの市民参画を促進するとともに、地域雇用の確保も図ります。
- ・まちづくりに貢献するなど社会的に評価された市民活動を市民活動表彰や活動助成金制度で支援します。
- ・NPO支援条例の制定、課税の軽減措置や寄付行為認定基準の見直し、NPO活動基金の設立など、特定政策分野の専門家としてのNPOの活動を支援します。特に、社会問題の解決に貢献し、公共サービス改革の担い手として都民にとってより良い公共サービスを実現することに貢献できる事業型NPOの成長を支援する制度の充実を図ります。
- ・東京ボランティア・市民活動センターへの支援を拡充し、NPO活動支援を推進します。多摩地域にも新たに東京多摩ボランティア・市民活動センターを設立します。また、NPOと地域コミュニティ組織などとの協働を進めるマッチング事業も行います。

○人権侵害対策の展開

- ・障害者差別禁止を定める条例を制定します。
地域生活を進展させるなかで、地域で生じる軋轢に対処し、人間関係づくりを仲介する仕組みを作ります（調整機関の設置等）。
- ・「犯罪被害者等支援条例」を制定し、支援コーディネーターの増員や生活・住宅支援、精神的ケアなどメニューの拡充、支援ネットワークの強化など犯罪被害者支援体制の整備を進めます。
- ・DV対策として被害者の保護や生活再建、被害の回復、再発防止策などの充実を図ります。
- ・増加する児童・高齢者虐待対策として早期発見や保護、心のケア、地域で見守る体制の構築などの充実を図ります。

○社会的包容力が高い（ソーシャル・インクルージョン）社会へ

- ・多様な都民にとって暮らしやすい、社会的包容力（ソーシャルインクルージョン）社会に向けた施策を推進します。
- ・外国語FM放送事業や広報紙、インターネット（自治体HPなど）、「専門家相談会」などを通じた、多言語による在日外国人向け行政・コミュニティー関係情報の提供を充実します。
- ・住民に身近な区市町村で病院や学校、行政サービスなどを多言語で提供するとともに、住民として知っておくべき基本的ルールなどについて、多言語や、やさしい日本語に置き換えたパンフレットや外国語版母子手帳などを作成します。また、日本語能力が不十分な住民を対象に、病院の受診や学校手続きなどに通訳派遣を行います。
- ・日本語支援が必要な在住外国人に対し、日常生活に必要なやさしい日本語指導・日本社会学習機会を提供します。
- ・児童の教育支援の環境整備を支援します。
- ・災害時における避難や救援物資情報を、多言語で提供したり、わかりやすいやさしい日本語での情報提供を行います。また、災害時に語学能力を活かして外国人支援を行う防災ボランティア制度を充実し、災害時の電話相談や、都から区市町村へのボランティア派遣が充分行われるようにします。また、区市町村でも地域住民のボランティア登録・派遣制度を実施し、避難所での生活や医療機関受診支援などが実施できるようにします。
- ・区市町村における留学生支援として、賃貸住宅入居の際の保証人制度を設けます。
- ・社会的包容力（ソーシャル・インクルージョン）の視点での住居対策などを検討します。

Ⅸ 地域特性を活かした多摩・島しょの振興(多摩・島しょ)

①ビジョン

水と緑との調和と安らぎのある住環境、業務機能の集積など多摩の特性をより活かしながら、区部との格差を解消し、発展していく自立都市圏、多摩を目指します。豊かな海洋資源や固有の歴史・文化など、島それぞれの特性を活かした「島じまん」を発信し、個性的な魅力ある島づくりに取り組みます。

②考え方・現状認識

多摩地域は、都市化によって道路や公共交通網の整備、事務所の集積などが行われてきましたが、未だ、道路・交通などの都市インフラや産科・小児科を始めとした医療機能が不足しています。これらの区部との格差ともいえる課題を解消していくとともに、区部や近県との連携を強めていく必要があります。多摩は、貴重な財産である東京の森林・水辺空間の保全・維持し、人々が安らげる住環境の調和と更なる活用を行い、生活都市が織りなす自立都市圏となっていくことが求められています。

島しょ地域は、東京の南方に位置し、地域全体が国立公園に指定され自然環境に恵まれています。近年では三宅島における火山活動の活性化によって防災・復興が大きな課題となりましたが、観光や農林水産業の連携などによる地域振興を推進し、島の個性を活かした自立的発展が期待されています。

③施策

○多摩地域の暮らしの向上

多摩地域では、人口あたりの病院勤務医師数が、区部の約3割、診療所の医師数が約4割と医療資源の格差があります。命に格差があってはならないという基本的な考えのもと産科・小児科の充実を図り、まずは今ある病院を減らさないための医師不足対策に取り組む市町村への財政支援を拡充し、公立病院への支援も充実させます。

- ・東京多摩国体を控えて、多摩全域に地域スポーツクラブの設立・育成を進め、多摩地域のスポーツ振興のため、ハード、ソフト両面からの財政的な支援を行い、都民の健康増進を図ります。
- ・魚がのぼりやすい川づくりを進めるとともに、カワウの除去や釣りルールの普及などを進め、「江戸前アユ」やヤマメなど、東京の川魚を復活させます。
- ・NPOなど民間団体と連携して緑地・里山を保全します。また、多摩の森林再生に向けて、シカ対策や間伐対策の充実を図るとともに、針葉樹と広葉樹とが調和した針広混交の森づくりを進めます。さらに、学校などの公共施設や住宅での多摩産材の活用に取り組みます。

- ・全国的にも高いリサイクル率を誇る多摩のゴミ減量・リサイクル事業を一層推進します。更に老朽化した焼却場の立て替えなどに積極的な支援を行います。
- ・多摩地域には、多くの大学が集積している一方で、製造品出荷額が都内の半分以上を占め、特に、情報通信機械や電子・デバイスの割合が高くなっています。こうした地域特性を活かして、他国の先進事例を参考にしつつ産学公の連携や異業種交流を進めながら、優遇税制などインセンティブを与え、多摩シリコンバレーを実現します。
- ・都市農業の再生に向けて、労働力が不足する農家の農作業を受委託できる体制を整備するとともに、市民農園など農業の参画に意欲的な都民の育成や農家とのマッチングシステムを構築し、農地を保全します。また、子どもたちの食育を推進する視点から、地場産食材の利用と生産者との交流を体験する学校給食を推進します。
- ・地震・大雨などにより孤立する可能性がある山間部地域の防災対策を進めます。(防災・防犯再掲)
- ・東京の森林・水辺空間という貴重な位置付けにある山村地域を地元町村とともに振興します。
- ・住宅の建て替えや住民の高齢化など、多摩ニュータウンをはじめとした多摩地域における集合住宅の課題や都市更新への対応を行います。
- ・現在、区部の木造密集市街地の重点整備地域に限定されている昭和56年以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修制度の適用範囲を、区部のその他の地区とともに多摩地域にも拡大します。
- ・横田基地の民間航空との共同運用は、周辺住民の生活の向上や地域経済の活性化など様々な課題の解決に取り組み、地元の理解と協力を求めた上で進めます。
- ・CO2 排出削減への寄与、多摩の緑・公園、希少種などを含む生物の多様性など、多摩の魅力の発信に向けて取り組みます。
- ・多摩南北道路をはじめとする骨格幹線道路については、その必要性や実現性を踏まえた上で、重点的に整備を行います。特に、埼玉～多摩地域～神奈川間の南北の人の移動が増えていることから多摩地域における、南北道路などの交通インフラ整備を推進します。また、多摩都市モノレールについて、経営状況の推移などを見ながら、延伸に向けて検討します。
- ・職住の遠隔による多摩地域の鉄道路線の通勤通学ラッシュ対策を検討し、複々線化など乗客の負担軽減を図ります。
- ・横田基地の軍民共同運用にあわせ、空港へのアクセス、渋滞解消による環境負荷の軽減、立川防災基地の機能の向上のため、府中インターチェンジ～立川～横田～青梅インターチェンジを結ぶ、地下自動車道の整備を検討します。
- ・首都高から中央高速八王子料金所や東名高速町田まで、首都高料金で走行できるよう、料金体系の検討を行います。
- ・多摩地域の公立小中学校において、耐震化を促進するとともに冷房設備を整備します。また、太陽光発電設備などによる学校エコ化を進めます。

＊多摩・島しょ地域にある公立小中学校（699校）の普通教室に冷房設備がある割合は17.6%で、23区内(1,240校)の95.0%に比べて極端に低い状況です（平成21年5月1日現在）。

- ・高齢化社会に対応した地域での介護施策への支援を行い、グループホームや特別養護老人ホームの拡充を図ります。
- ・山間地域に居住する難病患者の交通費等の負担軽減を図るため、通院のための助成制度の創設に取り組みます。
- ・放送受信が困難な地形難視聴地域への地上デジタル放送の普及に必要な支援を国とともに行います。
- ・多摩地域の通過が計画されているリニアモーター鉄道については、地域に寄与するための方策を検討します。

○島しょ地域の振興

伊豆諸島・小笠原諸島のそれぞれの地域が抱える諸課題に対して、きめ細かな対応や対策に取り組み、各島々がそれぞれの個性を生かした島づくりを進め、持続可能な地域社会の構築と自立的な発展のための支援を積極的に行います。

- ・三宅島火山活動に伴う災害復旧・復興支援事業を進め、村民の生活再建や産業振興対策を行います。
- ・各島の魅力を活用し、観光客を増やす取り組みを支援します。
- ・島民・観光客の視点に立った海空路の充実強化や、利島、御蔵島、青ヶ島など小離島における船の就航率向上への対策など、伊豆諸島の交通アクセスの改善を図ります。
- ・小笠原諸島の航空路については、村民などの意見を反映し、自然環境との調和を図りつつ、航空路の開設に向けた検討を一層進めていきます。航路についても、新貨客船の就航など、より一層の利便性・快適性の向上を図ります。
- ・固有種の保護や生態系保全、外来種対策を行うため、首都大学東京の小笠原研究施設を一層活用するなど、国や村、NPOなどと連携して管理体制をつくり、世界自然遺産登録に向けて取り組みます。島の未来につなげるために、島民への理解を進めていきます。
- ・自然環境の宝庫である小笠原母島全島をエコミュージアムとし、その魅力を高めるとともに、入島に際してのマナーや観光のルールを徹底し、島の自然保護につなげる構想を検討します。
- ・硫黄島をはじめとする各島に点在する近代戦争遺跡や戦時体験・資料を保存・整備し、次世代に語り継いでいきます。戦跡マップの作成も行います。
- ・放送受信が困難な地形難視聴地域への地上デジタル放送の普及に必要な支援を国とともに行います。
- ・島しょ地域の妊婦や患者、家族が安心して宿泊できる施設として、新・島嶼会館(仮称)の整備を支援します。
- ・島しょ地域の公立小中学校において、耐震化を促進するとともに冷房設備を整備します。また、太陽光発電設備などによる学校エコ化を進めます。

＊多摩・島しょ地域にある公立小中学校（699校）の普通教室に冷房設備がある割合は17.6%で、23区内(1,240校)の95.0%に比べて極端に低い状況です（平成21年5月1日現在）。

- ・現状の島しょ貨物運賃補助の対象をガソリン等、燃油まで拡充し、島しょ地区の物価の安定・格差是正に取り組めます。
- ・島しょ地域に居住する難病患者の交通費等の負担軽減を図るため、通院のための助成制度の創設に取り組めます。
- ・医療従事者の人材確保のための支援を行います。
- ・沖の鳥島は広大な排他的経済水域（ＥＥＺ）の根拠となる東京都の島であり、その重要性和保全のために不可欠な諸整備を国に働きかけていきます。

X 新しい時代の「東京のかたち」を創ります（自治・議会）

①ビジョン

新しい時代の「東京のかたち」（地域主権の自治体、議会）を創ります。

②考え方、現状認識

国は、「地域主権戦略大綱」を策定しましたが、自民党政権時に創設された法人事業税の暫定措置の廃止を始めとした地方税財政制度改革や、国の出先機関の原則廃止による二重行政の撤廃、国直轄事業に対する負担金の廃止など、多くの課題を自治体などと議論して取り組み、地域が主役である地域主権改革を推進していかねばなりません。

都政は、築地市場の強引な移転や新銀行東京の存続など、問題が多い石原知事のトップダウン施策を見直し、新たな都政に変えていくべきです。

区市町村は、都市行政の広域化などが課題であり、これらに取り組むとともに、都からの権限や財源の移譲も求めています。

国から都へ、都から区市町村へ、分権を進めるとともに、自治を確立し、首都・大都市東京における地域主権を構築していきます。

また、都議会、区市町村議会も、私たち民主党が、地域主権時代の議会へと活性化させ、リーダーシップを持って、リードし、東京を都民にとって本当に豊かで暮らしやすい都市へと変えていきます。

③施策

○新しい時代の「東京のかたち」（地域主権の「東京自治論」）の創設

- ・首都・大都市東京の特性を踏まえた新しい時代の「東京のかたち」を発信していきます。また、都内自治体の多様性を尊重した地域主権を推進します。
- ・国と地方六団体が協議を行うための法制化を実現します。
- ・地方税財源制度等の抜本的改革を通じた税財源移譲や税財政に関する意思決定の改善、国の「ひも付き補助金」の廃止、地方交付税制度の改善など、地域主権時代にふさわしい制度の提言を行い、自治体の財源の自由度を高めていきます。
- ・東京版環境減税や住宅の耐震化支援減税の他に、都独自の環境税制を創設します。
- ・地方税の原則を歪め、都の課税自主権を侵害するなど、地域主権改革に逆行する法人事業税国税化を即時撤廃します。
- ・特別区については、行政の広域化に対応し財政面からも自立するため、自主的に「市」に再編成できる自治制度改革を進めます。また、真の自治を確立していくため、区民等の意見を反映していきます。
- ・多摩や島しょの市町村に必要な権限と財源の移譲を実現し、その役割分担を明確にします。また、自主的な合併を含めた行財政能力の拡充を図り、強い自治体をつくって

いきます。

- ・一部事務組合や広域行政圏協議会など、東京の広域行政を行う団体を引き続き支援します。
- ・九都県市首脳会議において、首都圏における共通課題に対して積極的な対応を図ります。医療や環境、港湾など共通する事項の統一条例化や、広域連合設立に向けた取り組みを検討します。
- ・都や区市町村は、町会連合会や町会・自治会、事業者、学校、NPOなどと連携し、地域コミュニティ（地域社会）の再生・強化を図る取り組みを積極的に支援します。

○地域主権の地方自治体の創設

- ・都の財政機能を、短期的には、都民生活そして東京の経済を安定させ、そして中長期的には、東京の成長政策を展望し、日本が力を発揮できる技術分野の研究開発への支援を行うために活用していきます。
- ・景気動向や人口減少社会を見据え、将来世代に大きな負担をもたらさない持続可能な財政運営を確立していきます。
- ・小中学校や救急医療機関、避難場所に指定されている都営住宅等の耐震化や、主要施設10カ年維持更新計画の第Ⅱ期計画、都営住宅へのエレベーターの設置、地下鉄のバリアフリー化など計画の前倒しの検討を行い、安心・安全の東京を作り上げていきます。
- ・都民や区市町村の信頼にこたえる行政運営の確立とその責務を明確にするため、「自治基本条例」を制定します。
- ・財政の健全性や行政運営能力を高めるため、監査委員制度と外部監査制度を充実強化します。
- ・高度な専門性を有する民間人材を積極的に登用し、経営的感觉やサービス精神、コスト意識、柔軟性などを取り入れ、行政体質を活性化させます。
- ・職員の採用においては、障害者法定雇用率を着実に達成します。
- ・公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組みます。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図っていきます。
- ・公会計の主要施策毎に民間経営手法（ABC^{*1}・ABM^{*2}等）を導入することで、行政の効率化を図るとともに、都民福祉の向上に一層役立てていきます。

*1 ABC：Activity Based Costing 活動基準原価計算 外部への報告を目的とし、法・規則に基づく“財務会計（または制度会計）”に対して、内部の経営管理・活動管理のために行われる管理会計の手法。目的に適合する情報を提供するために行う。活動単位ごとのコストを把握、従来のコスト計算では考慮されなかった間接費を反映でき、コストを正確に把握。時系列、組織間で相互比較するなど視覚的表現ができ、効率化の手掛かりを得る。東京都水道局では2004年度からABC分析をモデル導入した。

*2 ABM：Activity Based Management 活動基準管理 ABCにより得た情報に基づいて、経費削減する方法。

- ・システムの安全対策は、ISMS 認証^{*1}を取得するとともに、最新のセキュリティー技術を活用して適切に対応します。職員による情報漏えいにも厳しく対処します。改修の際には、経費削減や都民など利用者の利便性の向上、セキュリティー対策などに万全を果たします。また、個人情報の営利的取得を制限します。
- ・固定資産税の誤評価を防ぎ、徴税コストを軽減するため、簡易な課税方式に改めます。
- ・都民が自ら税の使い道の一部を決定できる「税使途指定制度」を創設します。
- ・窓口サービスをより便利にするため、ワンストップサービスを推進するなど、都民の視点からの公共サービスに見直します。また、都民生活を守るために、すべての公共料金を見直します。
- ・品質の向上やライフサイクルコストの長期化、労賃の確保などを図るため、公共事業の契約価格は、市場を調査し、積算単価改正サイクルの短縮や工事請負契約における総額スライド方式を検討し、実態に即した適正な価格としていきます。
- ・都民と東京都、事業者、労働者がともに発展する公共調達制度として、公契約条例を制定します。
- ・入札制度改革は、低価格競争の激化による事業者の経営悪化が地域経済に深刻な影響を及ぼすため、一般競争入札や総合評価方式の範囲を拡大するとともに、変動型最低制限価格制度の導入や入札見積りの公開など、発注方法の適正化についても検討していきます。技術など審査専門部署を設置します。印刷についても他の工事と同様に請負となったことから、最低制限価格制度を導入します。また、談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現します。総合評価方式の拡大を進める中では、次世代育成行動計画の策定などを評価することで、働き方の見直しにつながり、ワークライフバランス推進を図ります。
- ・随意契約情報を都のホームページで公表します。
- ・東京都の公共調達について、質の高い委託業務の提供を希望する資格者の多くが競争入札に適正かつ円滑に参加できるようにするために、建設工事等競争入札資格の業種名に土地家屋調査士業務の項目を追加設定します。
- ・消防団員雇用やボランティア活動などの地域・社会貢献に協力している事業所への入札契約制度における評価を検討し、実施していきます。
- ・行政活動をチェックする特定分野の専門家による総合型オンブズパーソン制度を導入します。
- ・行政評価制度の充実や都民への結果公表などを規定する「行政評価条例」を制定します。
- ・閲覧手数料を廃止するなど、都の情報公開制度を更に都民に保障される制度とします。
- ・すべての審議会や調査会などを、原則公開とし、都政の透明度を高めていきます。
- ・外郭団体・第三セクター改革のために外部有識者による評価委員会を設置し、経営改

*1 ISMS 認証：Information Security Management System 情報セキュリティーマネジメントシステム インターネット上のホームページの改ざん、ハードウェア/ソフトウェアのトラブルや情報漏えい等の問題の技術対策や組織のマネジメントとして情報セキュリティーシステムを運用する第三者適合性評価制度の認証。

善度、入札制度など、都民の目線での改革を行い、すべてを見直していきます。

- ・幹部職員が外郭団体に再就職する場合は、妥当な判断理由を含めて都のホームページで公表するなど、都職員の再就職を更に透明化します。

○地域主権の地方議会の創設

- ・議会・議員の役割と責務、都政調査権の明記、都民や知事、区市町村長との関係などを明確にする議会基本条例を制定します。
- ・知事、区市町村長が持つ定例会の議会招集権を議長に移し、実質的な二元代表制を構築していきます。
- ・自治体の基本計画などを対象に議決案件を拡大し、議会の機能を強化します。
- ・議員間議論の活発化（請願・陳情での議論、AV・OA機能の導入）や都民の議会参加（請願などの陳述、懇話会の実施）を推進して、議会活動を活性化させます。
- ・議会における二元代表制度改革（本会議での対面式、一問一答式質問導入、質問回数制限撤廃、反問権）を行うとともに、知事出席など決算審査の充実を図ります。
- ・議会活動を充実するための議会局機能、特に政策法務部門や図書館を強化していきます。
- ・議会における配布資料のスリム化を図ります。議案や決算書など、印刷物にかえて電子情報化し、議会情報の公開を推進します。
- ・開かれた都議会を目指し、委員会のネット配信や休日議会を行うとともに、議場のバリアフリー化など都民の傍聴・見学受入を推進します。都議会だよりやホームページなど広報機能の強化を行います。
- ・自治体議員の位置付けを明確化するため、議員を公選職とすることを目指します。
- ・年金一元化を行い、地方議員年金制度を廃止します。
- ・議員の費用弁償や自治体の各種審議会などへの就任など、各種制度のあり方を見直します。
- ・選挙中のインターネットの更新や自治体議員の個人ビラ配付を可能とするなど、選挙制度を見直します。
- ・都民が政策を比較できるように、マニフェストなどを掲げる政策本位の選挙を行います。公約の成果と取り組みを検証し、積極的に外部評価を得ていきます。
- ・選挙情報の周知や投票所のバリアフリー化の推進など、障害者を始め、誰もが平等な選挙制度に見直していきます。
- ・都議会における一票の格差を是正するとともに、東京の自治の観点からも議員定数を見直していきます。